

書評編集委員会

1983.11.1
第67号

書評



教育政策の展開とその特徴

— 教員養成免許制度「改革」をめぐる —

岡村達雄

4

書評

『教育の中の国家』

(岡村達雄著 社会評論社刊)

尾崎ムゲン

14

教科書問題への視角

清原正義

20

題 字 ● 網干善教 (文学部教授)

カット ● 「林竹二・授業の中の子どもたち」(日本放送出版会刊)

「部落解放」194号 (解放出版社刊) 「視覚トリック」(六耀社刊)

● 連載

聞き書き ― 部落に生きる人たち ①

水平社の糾弾闘争に参加して

田宮 武 25

研究余滴 ― ボードレール 8

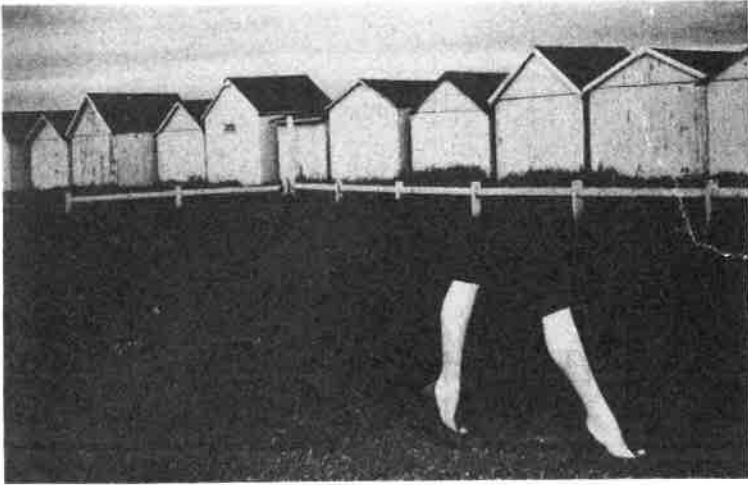
ボードレールと月

山村嘉己 48

日本中国 ことばの来往 その15

芝田 稔 52

'83. 11 羅 針 盤



「ふわふわ」型と「いらいら」型。何もエヘムシの新種のことではない。九月の某新聞のコラムに書かれていた現代人の特性のことである。これによれば、現代人はその多くが「ふわふわ」型人間と「いらいら」型人間との二つのタイプに分けられ、「ふわふわ」型人間は何に對しても「ふわふわ」していて決断力がなく無気力で、「いらいら」型人間はいつも何かわからないものに「いらいら」していて落ちつきがないとのことである。

こうした現代人を、H・エリクソンの用語を用いて、「モラトリアム人間」と概念付けた心理学者がいたが、この心理学者が言うように、「モラトリアム」というのは「猶予」あるいは「試み」の期間として位置付く成長過程の過渡期としてそもそもあつたものが、「モラトリアム」自体が社会の中でアイデンティティを確立し、それ自体として存在してしまっているゆえに、「モラトリアム人間」とは成長過程にある人間のことを指すのではなく、ある人間の成熟(う)の到達点として理解されなければならない。したがって、「モラトリアム人間」は、様々な集団、様々な価値感、様々な思想や人間関係等を体験しながらも決して次の段階へと成長(変革)してゆかない。

こうした人間の形成する「モラトリアム文化」を最も象徴的に表現しているのが大学の《学園祭》であると

えるだろう。ほとんどの大学の《学園祭》が、《模擬店》の渦の中で（というより渦として）行われていることに異議を唱える人はいないだろう。もちろん、全ての大学に於て、《学園祭》Ⅱ《模擬店》という形で行われているとは言えないが、ここ関西大学の《学園祭》は、こうした《学園祭》Ⅱ《模擬店》の形態の典型であると言える。

関大の《学園祭》が《統一学園祭》と銘打って今年で五年目になるが、その主たる中味が《模擬店》であることは、その当初から変化していない。変化したことと言えば、自主的な文化・研究活動と呼びうるような企画やその時々々の社会問題に対してアプローチしてゆく講演会等が、年を重ねるごとに減ってきているということ、それとは対照的に人気のあるタレント等呼んで人をたくさん集める企画が増えてきたこと、そして実現はしていないが、一昨年あたりから統一企画と称して有名歌手を呼んでコンサートを行おうとする風潮が一部学生に出てきたこと（これは毎年予算の問題、大学の意向にそぐわない等の理由でポツになつていく）ぐらいである。

こうしたことは、学生の日常的なクラス・ゼミ・サークル・自治会等の活動の低迷状況を象徴的に表現していると言うことができるが、これは《学園祭》自体の体制にはあまり影響はないと考えられる。なぜなら、関大の

《学園祭》を中心的に行っている《統一学園祭実行委》が、関大の《学園祭》を方向付けてゆく指導的な役割を果たしてゆこうという性格のものではなく、事務処理等を行うのみの調整機関的な性格しか持ちあわせていないがために、《学園祭》の歴史的な連続性、継承性、発展性などそもそも存在するべくもないのである。

しかし、このような大半の学生の問題意識の低下に乗じて、それを自らの利益に利用しようと画策する一部の人間が存在していることを、我々は決して忘れてはならない。無目的であること、《モラトリアム人間》であることが、必ずしも無害であるとは限らないのである。

関大の《学園祭》も“統一”と称して今年で五年目。そろそろ“統一”の中味について論議されるべきではないだろうか。いつまでも無自覚に“統一”と称すことは、結局、大学当局の学生権利剥奪に加担してゆく以外の何もでもない。

“統一”ですることの意味、それをもう一度問い返すような、今年の《学園祭》であつてほしいと思うのだが……。

教育政策の展開とその特徴

— 教員養成免許制度「改革」をめぐる —

岡村達雄

一、教育再編政策の現段階

去る六月十五日、瀬戸山文部大臣は教育職員養成審議会総会に、『教員の養成および免許制度の改善』について諮問した。今秋に答申をうけて次期通常国会に教員免許法改正案を提出し、一九八六年度から新制度の適用を行うというのが、文部省の意向だといわれる。

この教員養成制度の改革とともに、教科書法の制定および学制改革をめぐる政策動向は、いずれも一九八〇年代における公教育再編の方向を示すものである。

ここでは教員養成・免許制度の「改革」を中心として、教育政策の現代的構造とその特質について検討してみたい。

周知のように、一九七〇年代から八〇年代にかけて、国家による戦略的な公教育再編が展開されつつづけている。それは帝国主義的再編だといわれる。つまり、それは教育に対する国家支配という点で新しい構造的特質としてとらえられねばならないという主張でもある。それではどのような意味でそう言えるのか。すくなくとも、帝国主義的と形容すれば事態がすべて説明され了解されるはずもないのは明らかである。そうだとすれば、教育への

国家支配の今日の特徴の解明がいずれにしろ必要なのだということであろう。この点で、教員養成制度改革をめぐる教育政策の分析は、以上のような解明の試みにひとつの視点をあたえるものである。

ところで、一九七一年の中教審答申による「第三の教育改革」は、生涯教育を政策理念として、国家主義、能力主義、管理主義を支柱にして学校教育、社会教育および家庭教育を分断し統合しつつ、戦後公教育体制の質的転換を実現してきた。それは憲法・教育基本法体制の法的枠組内でなしうる最大限の質的変容を伴う「改革」だったといえる。その主だったものをあげればつぎのようになる。

第一には、高等教育機関の種別化、多様化である。筑波大学新設、医系、教育系などの単科大学院大学、専修学校、放送大学の創設である。第二は一連の教職員管理強化政策である。いわゆる教員人材確保法による給与政策をつうじての（専門職化）と教職員の分断、教頭法制度化、主任制による校内の階層的管理組織化など。第三は学習指導要領、学習指導要録の改訂、教科書検定強化など教育内容へのイデオロギー的国家統制の強化である。第四には養護学校義務化による障害者差別を固定化する別学体制の制度化である。第五には私学に対する国庫助

成による公的統制の強化であり、それは私立学校振興助成法により制度化された。第六は共通一次試験制度による「知の国家管理」である。以上のほか、図書館情報大学の創設に代表された教育システムへのコンピュータの導入による教育・学術情報システムの開発、それによる教育管理体制の合理化と機能の効率化を加えることができる。

七〇年代に展開された以上のような国家による精力的な「改革」は、日本資本主義をめぐる国家内外の産業経済的、政治的、軍事的な諸要因に深く規制されていた。低成長下での国際経済競争のもとで、日本資本主義は、知識集約型の先端技術産業の開発を基軸とする技術立国に活路を求めてきた。学校制度は、多様で階層的な技術労働力の計画的かつ安定した養成・確保という労働力再生産機能をいつそう確実に保障すべき課題を担わされてきたばかりではない。際限のない点数・能力・学力による序列化は、「進路」「就学」構造における階層序列化、さらには就業構造の階層化をおしすすめてきた。それは、社会的分業構造に学校制度を適応させるとともに、学校制度そのものが社会的階層構造を造出するという事態として強められている。

たとえば、専修学校の制度化は、六〇年代以降とくに

急上昇しつづけてきた国民大衆の大学進学要求をチェツクする国家によるはじめての抑制装置として機能している。これが前者の例だとすれば、セカンド・スクール・システムあるいはインフォーマル・システムと呼ばれる進学塾体制は、基本的には〈財力〉を決定因子とする学力の階層化をもたらす「影の学校制度」として機能している点で、後者を示すものといえる。

以上のような点を含む日本公教育体制の質的変容は、アジアを中心とする第三世界への商品、資本、企業輸出による現代的な超過利潤の獲得という事態を背景として、国民意識を深く帝国主義的なイデオロギー的、文化的な位相に導き入れることによっても支えられているといわなければならない。

学校や企業社会をおおっている管理主義ばかりでなく、子どもたちの「非行」・「暴力」もまた、こうしたわたしたちをとりまいている状況と無縁であるはずがない。しかし、国家の教育政策の帰結、支配・管理・抑圧の所産にほかならない「非行」・「暴力」は、新たな教育政策の理由とされる。学制改革論、教員養成制度の改革の必要性のひとつとして、「非行」・「暴力」対策があげられていることにそれはみられる。はたしてそうであろうか。そうとは考えられない。

公教育の分野における国家支配は、教育政策の形成、実施、教育行政による管理・統制、指導・助言、学校における管理組織化、学校と父母、地域社会との関係、さらには教育訴訟における判例など、多くの諸相にわたって重畳的に仕組まれている。このような意味において、教育政策の批判的検討は、教育支配における国家の論理と構造が具体的にどのようなようにあらわれているかという点でおこなわれる必要がある。

二、教員養成政策における論理と構造

1、免許法改正の方向と問題点

今回の諮問に際して文部省は、事実上の答申案ともいえる『諮問検討事項審議用試案』を提出し、最初から教養審での審議を梓づけ、方向を定めている。ここでも審議会は行政施策に公共性をあたえるためのカクレミノの役割を果たしているにすぎない。

諮問に付された「検討すべき事項」を記せばつぎのとおりである。

① 教員免許状の種類の改訂について——小学校、中学校、幼稚園及び盲学校・ろう学校・養護学校の教員について

委員編集評書 募集 !!



て、大学院修士課程修了を基礎資格とする免許状を新たに設け、従来の大学学部卒業程度及び短期大学等卒業程度を基礎資格とする二種類の免許状に加えて三種類とすること。

② 免許基準の改善について ① 教員免許状の授与を受ける場合に修得することを必要とする専門科目の最低単位数を引き上げるとともに、教職に関する専門科目について修得することを必要とする科目の区分及び単位数の改善を図ること。② 教職に関する専門科目のうち教育実習について修得することを必要とする最低単位数を引き上げるとともに、その履習内容・方法を多

様化・弾力化するなどの改善を図ること。

③ その他の改善検討事項について 現職教育により教員免許状を上進する場合には職年数のみによる例外措置の廃止、教員資格認定試験の種目の拡充などの改善を図ること。

ところで前記『試案』はさらに具体的な「制度改善の基本的事項」をあげている。要するに、それらを概括すれば、第一に、教員免許状については現行の一級、二級に代えて、「上級免許状」(修士課程修了)、「普通免許状」(大学卒)、「初級免許状」(短大卒)の三種類とする、第二

『書評』を自分の手で
創ってみませんか？

☆雑誌の編集に興味のある方。

☆思想・文化運動をやってみたいと思う方。

お気軽に編集委員まで。

●連絡先 生協本館3F・組織部内

☎384-9874 (直通)

388-1121 (内線4821)

に、専門科目と教育実習の最低修得単位数の増加（たとえば現行の四八から七〇単位へ増加）による免許基準の引き上げ、第三に、とくに教育実習については、初等教育関係（幼・小）の四単位、中等教育関係（中・高）の二単位をそれぞれ八単位、六単位程度にするというものである。

教養審の審議を経た実際の法改正案が以上と同じになるとはいえないにせよ、基本的方向としては、基準の引き上げによって、免許状取得を厳しくして、結果的に一般大学での取得を困難にさせ、教育系大学での取得に限定していくという意味で閉鎖的になることがあげられる。また「上級免許状」の新設は、上級教諭の制度化への布石であり、教員間の階層化を意図しているとも思われる。これらを含めた今回の「改善」内容は、戦後の教員養成・免許制度に根本的な変化をもたらすような性格だといってよい。こうした「改善」方向がなぜ現時点で提起されたのか、むしろそれをとらえて批判検討していかねばならぬまい。

2、教員養成・免許制度の変遷と政策

戦後教育改革の一環をなした教員養成制度改革の法制上の基盤となったのは、「教育職員免許法」（一九四九年

九月一日施行）であった。これによって示された免許制度の諸原則は、①免許主義、②専門職制と職階制、③大学修了を基礎資格とする開放制原則、④単位修得主義、⑤現職教育の重視、⑥免許状授与における地方分権主義などであった。これらはいずれも、師範学校における閉鎖的な教員養成を基本としていた戦前のありかた（師範教育）への厳しい批判を含むものであった。当時、文部省の師範教育課長であった玖村敏雄は、「ともかく新しい教員養成の方法は従来とちがって自由の範囲が拡張され、学問研究と専門職の養成を両立させようとするのである。それに他の学部 of 学生との共通講義をなるべく多くし、また学生生活を共にさせて、早くから小さく固まることのないように運営することになっている。」（『文部時報』昭和二十四年九月号）と義務づけている。こうした「教員養成は大学で行なう」という開放制を基軸とした制度は、その後、教員（組合運動）への管理統制という政治的意図、あるいは教員人材の計画的養成・確保という要求などに規制された政策展開により改編されていくことになる。それらのうち主要な画期をなしたのはつぎのようになる。

一九五八年七月二十八日「教員養成制度の改善方策について」（第十六回中教審答申）——教員養成における国

家基準化および教員養成のための目的の大学化などの提示。
一九六二年十一月十二日「教員養成制度の改善について」(教養審建議)。

一九六四年四月一日「国立大学の学科および学科目に関する省令」(施行)——教員養成系の課程制への位置づけ。教育大学・学部への名称変更。

一九六五年六月二十二日「教員養成のための教育課程の基準について」(教養審建議)——教育課程のなかに「教科教育の研究」を新しく位置づける。

一九六六年二月十七日「教育職員免許法の改正について」(教養審建議)——免許状取得に必要な最低履習単位数の引き上げ提案。

一九七一年六月十一日「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策について」(中教審答申)

——教員養成分野では、新任教員の現職教育、検定制度の拡大のほか、新構想の教員養成大学の創設などを提案。

一九七二年七月三日「教員養成の改善方策について」(教養審建議)——教員養成に関する全般的改善方向の提案、とくに上級免許状の授与、教員資格認定試験制度拡充、新任教員研修、現職教育を目的とした新構想大学院の新設の提言など。

一九七四年五月「教員のための新しい大学・大学院の

構想について」(「新構想の教員大学等に関する調査会」報告書)。

以上にあげたように、教員養成・免許制度をめぐる政策展開は、勤務評定反対闘争が全国的に行われた一九五〇年代末から積極的に開始された。中教審、教養審の答申や建議がそのまま行政施策に具体化されることはなかったにせよ、行政指導、基準行政などを通して、教員養成の目的の大学化および教員養成カリキュラムへの国家基準化がすすめられたといつてよい。とくに、七〇年代における中教審答申による「第三の教育改革」は、前記したように、「教員人材確保法」による給与改善、教頭法制化に伴う特一等級の新設、主任制度化、研修体制の強化などを通じて、教職員の階層化、校内管理組織の階層化がはかられてきた。

このような教職員管理体制の確立をいつそうすすめるために、階層的な教員免許制度の実現は重要な意味をもっているといわねばならないであろう。そればかりでなく、免許制度改革は、教員養成系大学・学部そのものへの国家的規制、大学管理という側面を有しており、すでにこの点にかかわる政策展開は、教員養成系大学院の設置を通じてすすめられてきた。むしろ、それを前提としてはじめて「制度改革」が提起されたのだと考えるべきかも

しれない。この点については、次に取り上げてみることにしたい。

3、教員養成系大学院設置政策の展開

一九六〇年代後半、修士課程のみをもつ教員養成系大学院が、東京学芸大学（一九六六年四月）、大阪教育大学（一九六八年四月）に相次いで設置された。しかし、その後十年間新設はなかった。一九七八年四月に愛知教育大学への修士課程設置を契機に、兵庫教育大学、上越教育大学の創設、さらに既存国立大学教育学部につきつぎと設置がすすめられた。横浜国立大学、岡山大、広島大、神戸大、静岡大、さらに福岡教育大へとひろがりつつある。

もとよりこうした設置政策は、六〇年代末と七〇年代末以降現在までの状況とは必ずから異なってきた。前者についてみると、日本教育大学協会大学設置分科会総会了承事項としての「特定研究科についての申し合わせ——教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針について」（一九六六年三月十一日）が重要な意味をもっていた。そこでは「教員養成大学（学部）におかれる大学院は、義務教育諸学校の指導的立場に立ちうる者（例えば校長、教頭、指導主事等のほか、当該学校内部にお



いて、特定の教科について指導的立場に立ちうる者等）の養成を目的とする」と定め、「現職教員にも入学の機会を与えられるようにすること」が望ましいとされていた。つまり、それは管理職養成コースというべきものである。このような方向が打ち出された背景には、同時期における学部名称の変更、目的大学化へのいっそうの進展、および「教科教育の研究」科目の新設を契機とした、教員養成系大学の他位引き上げ、勢力拡張といった利害実現を目的とした日教協の先取り的方策がうかがえる。もちろん、そこには教育政策側の意思もまた介在していたであらう。

ところで、これをうけて設置された東学大大学院の目的では、「……教育実践の場における教育研究の推進者となる能力を養うことを目的とする」（同大学院規程第一条）と規定し、日教協の「指導的立場に立ちうる者」と微妙な相違を有していた。そして現職教員入学への制度的保障の問題もあり、ほぼ学部卒者の研究機会という性格を帯びることになり、この点で日教協はもちろんのこと、教育行政側の思惑とかならずしも一致する結果とはならなかったのである。

このような事情から、その後、初期の目的をめざす方針が追及され、それは、大学設置審議会答申「大学院及

び学位制度の改善について」（一九七四年三月）、大学院設置基準（文部省令第二十八号）公布（一九七四年六月二十日）、施行（一九七五年四月一日）、および文部事務次官通知「大学院設置基準の制度及び学位規則の一部を改正する省令の制定について」（一九七四年七月十七日）などにより法制上の裏づけを得ていくことになる。とくに「通知」は、①大学院設置の法的根拠としてこの省令（基準）を新たに設け、②修士課程の目的に新しく「……高度の専門性を要する職業等について高度の技術技能を有する者」を掲げ、③大学院担当教員資格として新しく「芸術・体育系など特色の専門分野について高度の技術・技能を有する者」を規定した。これらはいずれも、教員養成系大学・学部の教育スタッフの実状に即して設置可能とさせるものだといつてよい。

この後、「教育系大学・学部における大学院の問題」（国立大学協会教員養成制度特別委員会・一九七四年十一月）、「教員養成大学・学部」に設置される大学院の基本構想について——専攻課程と教員数について」（日教協一九七八年八月三日）、「大学院の設置審査上留意すべき点について」・「教員養成大学」に設置される大学院に関する審査内規について」（大学設置審議会一九七八・七九年）、および「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状

と問題点」(国大協教員養成制度特別委員会一九八〇年)などが相次いで提示されてきた。

以上にみたように、七〇年代から八〇年代にかけての大学院設置政策は、むしろ国大協や日教協などの主導による利害実現を主因としているように思われる。実際、日本教育大学協会の学長・学部長レベルで構成する第一部会、教科別教官で構成する第二部会は、定員増、施設設備の獲得、他学部などに対する地位の格上げ、あるいは、新設時の情実による大学院担当教員としての資格審査パス、および文部官僚の新設大学院への天下りなど、きわめて視野の狭い自己利害的追求行動に基づいて政策への迎合、協力、自主規制、行政先取りのな対応をしてくている状況が存在している。

このようなわけで、教育系大学院の設置が今日の日本公教育体制の中で占める意味についての批判的認識は、大学側には不在である。そのため、免許制度「改革」の意図する本質が、教職員への新たな分断Ⅱ統合の管理支配を媒介とした公教育総体への国家支配の展開であるだけではなく、当の大学自体における教育研究への国家統制でもあるという事態をとらえきれていないのである。

いうまでもなく、八〇年代における日本公教育の再編成にとって、学制改革とともに教員養成・免許制度「改

善」は要石(要石)のひとつなのである。にもかかわらず、このような教育への国家支配の展開を批判的に対象化し、阻止していくべき大学主体の側の批判的機能は、教員の側における閉鎖的利害集団としての「自治」および学生側におけるアパシーのもとで、ほぼ喪失しているように思える。

以上に記したように、教員養成・免許制度「改善」政策は、こうした事態への冷徹な認識のもとで、国家により計算され展開されつつある。それは、今回の諮問に先立つ四月二十八日に、自民党文教部会の教員問題小委員会が「教員の養成・免許等に関する提言案」を公表し、そこにおける基本方向がほぼそのまま文部省の方針として打ち出されている点でも指摘できる。ここには、政権政党の政策―政権政党出身文部大臣―文部行政当局―文部省諮問機関というルートを通して、一政党の個別利害意思が国家意思として形成されていく構造があらさまに現われている。もとより、こうした政策形成意思のプロセスの様々なレベルで、あたかも自主的にふるまうさまざまな専門職的作業集団・団体がじつは国家機能を代行しているというところが見失われるべきではない。

たしかに、大学における教育・研究・自治そのものが国家的支配の構造のもとにある。だからこそ、教育への国家支配の諸位相を批判的に対象化し、それぞれのレベ



この小論では、現代日本における教育政策の構造の一

おわりに

ルでの批判的実践が組織されていく必要があるのだと思
う。かつて「内なる国家」ということが言われた。その
ような批判的な自己対象化がかつて以上に現在、切実に
問われているのかもしれない。そのことは、大学が国家
支配への対抗要素となり批判機能を果たすべきだとすれば、
いまや自主的民主的「自治団体」として国家を代行して
いる重疊的な支配の構造と実態があらためて問題とされ
る必要がある。

端を教員養成・免許制度「改革」をめぐる動向を通して
明らかにしようと試みた。公教育再編の内実がどのよう
なものとして現存しているのか、それがいつそうトータ
ルに対象化されていかなばなるまい。

(おかむら たつお・文学部教育学科教員)

『教育の中の国家』(岡村達雄著 社会評論社刊)

尾崎ムゲン

今、学校教育の「荒廃」は、実に多様な形で表現されている。そして、例によって色々な専門家や評論家もつともらしく処方箋を書きつらねている。特に、根拠が何であれ、児童・生徒の非行・自殺・逃避はとりあえず放置できぬとあって、カウンセラーや心理相談員が引っぱりダコである。

かつて、路傍の行き倒れ者を救うのは、社会福祉という名の欺瞞ではなくて、資本主義打倒でなければならぬなどと言って肩怒らすことが流行ったという。ここではもちろん、その伝で、カウンセラーや相談員の仕事を茶化すことはしないし、できない。できないが、しかし

にもかかわらず、昨今の議論は、あちこちに膏葉を貼りつけた所で、出てくる吹き出物は所詮根絶できぬ、という自明の理にあまりにも無関心でありはしないか。

学校教育「荒廃」の直接の理由は、実に単純な事であるが、資本の共同委員会たる政府の、能力主義による学校管理の徹底化ということにある。本当は誰でも、こんな事は知っている。もつとも、このことも本格的に論ずるとなると、事は政府の行政だけでなく、その中に組織されている国民意識を射程に入れなければならないので、少々面倒ではあるが。

より良い学校教育によって階層秩序をのぼっていくの

だという国民的幻想の存在がよく指摘される。確かにこの幻想たるや国民の意識の中にしつかり根づいているよ
うだ。国民は、社会に現にある耐え難い相互差別と抑圧
の機構を、現実の社会過程で一つ一つ撃つていって、そ
して自分を解放する、という問題解決の回路を拒絶して、
能力主義の階段を登っていくことによって、個的にここ
から逃れようとする。そしてこのような意識の総体が、
結局は政府の能力主義的教育管理の社会的基礎となつて
いる。また、人間の社会的生存、共同的生活に確固たる
信頼を持ち得ないこのような意識によつて、動物的欲望
を饑餓的にそそる無政府的な消費文化と、「科学・技術」
の生産が支えられている。

だから、こんな資本主義社会の国民意識を撃つことを
含めて、教育行政批判がなされなければならない。しか
しまたどういうわけか、この作業を担おうという人が実
に少数なのである。教育行政批判を口にする人はいても、
行政の近代化・合理化によつて、その非人間的側面を徐
徐に削ればそれでよいと考えたり、あるいは、行政を粗
野な暴力的形態から、対話的・柔構造的なものにすれば
それで万事解決だ、と考える人が案外多いのである。資
本主義社会の教育行政も、その赤裸々な反人間的本性に
おいてとらえる試みが、今こそ必要であるというのに。

本書は、このような問題関心を包み込んだ、真正面か
らの教育行政批判の書である。編者の岡村達雄氏は「は
じめに」で、「教育行政論は、教育と国家との関係構造の
批判的解明を主題としなければならない(IIページ)と、
極めて簡明に述べている。そして、国家と教育、近代公
教育—国民教育の構造を総括的に明らかにしようとする
基本的視点が全編に貫かれる。あらかじめ、本書の構成
を示せば次のようである。

- I 公教育と教育行政—教育における国家支配の諸相—
..... 岡村達雄
 - II 公教育再編と教育行政の展開 奏 和彦
 - III 地教行法体制下の教育管理の構造と実態
..... 嶺井正也
 - IV 教育財政論への基礎視角—教育費負担の歴史と教育
認識— 池田祥子
 - V 教育内容行政の論理と構造—公教育における知の支
配と学習者管理— 斎藤 寛
 - VI 教職員管理の論理と構造 山本 馨
 - VII 学校管理の組織と構造 井上敬博・広瀬隆雄
 - VIII 教職員組合運動の構造と論理 清原正義
- まずIは総論。岡村氏は総括的に次のような認識を示
す。「教育行政は、市民社会における『私事』としての教

育を組織的に運営することであるとともに、教育に対する国家支配の機能でもある」(三ページ)と。今日、国家は「行動する国家」として、自ら支配の正当性を擁護し、それを支える公共性を次々につくり出してきている(一八ページ)が、「国家は教育への支配を社会の全領域に拡大しつつある。こうした国家支配の全面化は、すぐれて現代社会の教育状況の特徴づけている」(一ページ)と、狭義の学校教育の枠をこえて国家が、社会のあらゆる所に教育需要を組織しつつあることを示す。

市民社会の論理で国家の行政支配の拡大を撃つという議論も昨今盛況であるが、市民社会に対する国家の把握力が格段と強化されている現在、そういった議論の風化はますます進行しよう。岡村氏は、共同的・自主的な自己教育・相互教育をとおして諸個人の社会的自立と人間解放を実現するのが教育のもともとの仕事だと説き、この原点から、諸個人の公教育Ⅱ国民教育への包摂を実践的につき破っていく作業が今最も必要だと主張する。

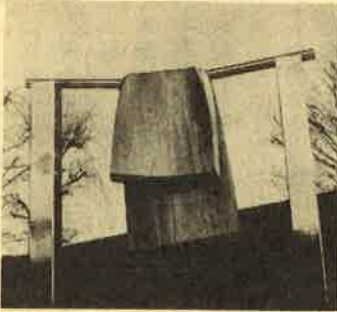
Ⅱ、Ⅲは教育行政制度論。奏氏はここで、戦後の教育政策と教育行政機構の今日に至る変遷を手際よくまとめらる。単なる政策や行政機構変遷の羅列でなく、教育基本法制下にあつて障害児教育や在日朝鮮人教育政策、行政がどのように変わっていくのか具体的に跡づけ、戦後の

国家と教育の結合、公教育Ⅱ国民教育の役割に一貫して流れるものを浮き彫りにする。ついで嶺井氏は特に、一九五六年、教育委員会法に代わつて成立した地方教育行政法に焦点を合わせ、その下での教育管理の諸相を具体的に示す。

Ⅳでは公教育の義務性と教育費負担(受益者負担主義)の關係が論ぜられる。ここで池田氏は、近代公教育の授業料不徴収Ⅱ無償制という原則がそれ自体でイデオロギー性を持っていることを強調し、昨今流行の、公費負担の増加が公教育の私的性格を克服し、歴史の進歩に沿う、といった手放しの礼賛論に冷水を浴びせる。確かに述べられる通り、国民がほかならぬおのれの吐き出した租税の前に平身低頭し、官僚の財政操作によつて学校教育が漸次的かつ「合法的」に国家統制の下に堅く組み込まれる現況は見るに忍びないものがある。「当面の国家の責任を追及していくことと、自ら国家的統合の下に身を委ねていくことは、厳然と區別されなければならない」(一四四ページ)という指摘は、どれだけ強調されても、強調しすぎだということにはならないだろう。

Ⅴは教育内容行政について。斎藤氏は物神化された「学ぶべきもの(事・物)」の存在と、「学ぶべき者」として困い込まれた子どもたちのありかたを考えると、という基本的

組織部員募集!!



組織部員を募集しています

生協新聞・書評誌の編集発行、講演会・映画会の開催など、文化・教育活動を自らの手で作り上げてみませんか？

●連絡先 生協本館3F・組織部内

☎38419874 (直通)

38811121 (内線4821)

地平に立ち戻って、あらためて公教育を通しての知の国家支配を撃つ。氏が、国民教育を通して、私的生活世界がZanoccoの形成へいかに水路づけられているかを論ずる、その論旨は説得的である。学校知、子ども論のほか、教え—教えられる構図、生活と学校の関係、「発達」イデオロギー、評価などについて、それが教育行政といかに深い所で結びついているか、鋭い問題提起をおこなう。

VI、VIIでは教職員管理行政、学校管理行政が論じられる。山本氏は、教育公務員特例法以来、教職の特殊性を強調する議論が教職員管理のエッセンスであったことを論じ、特に「服務規律」による管理の進行が破局的なと

ころにまで来ていること、これに対して専門職論による対抗も試みられているが、これとして特殊性論に依拠する点で、すでにして守勢であること、教職員管理の強化に對しては、教職員の労働の基底を見据えた新しい議論が必要であることを述べる。そのほか教職員管理の実態が養成、採用、研修、給与、人事など多くの領域にわたって報ぜられている。井上・広瀬氏は、戦後の学校管理・運営の理論と実態を追い、とくに校長職、主任制の位置づけの問題を抉り出す。

VIIIは、特にVI、VIIと関連して、この分析対象に「対抗的」である教職員組合運動の軌跡が分析される。清原氏

は教育労働運動は、「教育労働者の共通利害の保障を目的とした運動と、公教育の担い手として公教育総体の構造と社会的機能の止揚を目的とした運動から構成される」(二二九ページ)と述べ、戦後の日教組運動がこの原理から分離していく実態とその内的必然性を追う。

本書が、近代公教育Ⅱ国民教育の止揚を資本主義的秩序の解体という命題と分離せずに論じようとした基本視座は、各論稿を通してよく貫かれている。そして、あまりにも無方向で分散的である現在の教育運動の直面しなければならぬ理論的問題を十分提示し得ていると思う。もちろん安易に回答の出せる問題領域は少ない。しかし「行動する民衆の組織化」(二ページ)、「強いられた関係性の止揚へむかう共同的主体としての《同行》を創立すること」(二五六ページ)、「教育労働者相互および地域住民との間の連帯を追求する労働運動の必要」(二五二ページ)と、社会運動による国民意識の変革と行政独裁への反撃がほぼ一致して提案される。評者もこの視座の提出を重要な問題提起として受けとめている。

最後に評者の個人的関心に関わって、本書の体制・歴史認識の構えについて一言触れておきたい。本書ではしばしば「体制」という言葉が使用され、しかも論者によってかなりニュアンスを異にして使われている。「体制」



という言葉自体にはあまり意味がない、それはほぼ「法体系」と同じ意味だと言ってしまうばそれまでであろう。しかし、評者は、もともと「体制」という言葉はある限定された歴史的時期における社会・経済的秩序の体系、社会編成の総体を示すものだと思うので、「体制」が修正されたり、再編されたりというように、単なる「制度」と同義に使用されたりすると、とまどってしまう。「体制」のもつ永続的で構造的な枠組みの外縁部があいまいなものになってしまふのではないだろうか。

とくに、諸論文は、法の修正、あるいは法解釈の変化も実現すれば直ちに社会的現実が変化するかのように説く発想を否定し、また法の解釈ではなく、現実の変革こそが問題だと主張しているわけだから、この点はおおづかみにも統一が図られる必要があつたと思う。

また、このことと関連して、「絶対主義天皇制」の評価について一言。本書では、行論の必要上「絶対主義天皇制」という言葉がよく使用される。その評価はほとんどの場合保留されているが、評者はこの言葉を戦後の「象徴天皇制」との対比で使用すべきではないかと考えている。つまり、評者はこれを権力の個人的な一定の形態だとして、その経済的、さらには社会的土台と相対的に分離して使用すべきだと考えるわけである。(あえてその経

済的土台を問われるとすれば、資本主義的生産様式と答える以外にはない。今次の帝国主義戦争敗北の後、日本資本主義は従来にもまして強大に成長したという単純な事実によって、かつての打倒の対象が何でなければならなかつたかは、今やあまりにも明らかである。)

「教育勅語体制」と「教育基本法体制」の違いを国民統治の形式の違いに限定せず、社会的編成原理にまで一気に拡大し、その対立局面を過度に強調するのは、歴史の眞実の姿を見失なわせることになる。戦前期「絶対主義天皇制」の強大性、法制の一貫性、イデオロギーの強靱さ、官僚統制の強さを強調するのは、結局その政治的統治の上首尾さ加減を顕彰すること以上には出ず、事実におけるその脆弱性と矛盾の構造を分析することを困難にする。今や後者の側面の分析が重要なのではないだろうか。本書の分析の構えからいって、「絶対主義天皇制」の評価はもっと正面切つてなされる必要があつたと思う。しかし、このような私的関心に発する、いささか「為になる」かのごとき小問題は別にして、教育行政の過去、現在、将来、つまりは公教育Ⅱ国民教育の過去、現在、将来を確実に把握しようとする人にとつて、本書は必読の一書であることはいうまでもない。

(おざき むげん・大阪女子大教員)

教科書問題への視角

清原正義

八三年六月、第十三期中教審は八一年に文部省より諮問をうけていた教科書制度改革についての答申を行なった。新聞などで大きく報道されたように、この答申は、①教科書採択地域の広域化、②都道府県教委への教科書選定権の付与、③高校用教科書発行者に対する文相指定制度の導入、④教師用指導書の編集・発行に対する行政指導の実施など、予想されたとおり教科書制度に対する国家的統制を一層強化しようとするものであった。

予想されたとおりといったのは、文部省がこの諮問を行なうに至ったのが八一年六月に自民党教科書問題小委がまとめた教科書制度改革案に促されてのことであり、

答申作成それ自体が自民党の強い政治的圧力にこたえる形での文部省——中教審の態度表明にほかならなかつたからである。事実、前記のような答申の内容は、先の自民党教科書問題小委の改革案に沿ったものとなっている。それゆえこの答申以後、自民党は文教部会・文教制度調査会といった党内グループで早速教科書法案の国会提出を確認しており、文部省もまたこれに協力することを明らかにしているのである。したがって今後は、教科書法案をめぐる攻防が新たな政治的焦点として登場してくるのであろう。

ところで八〇年の後半から始まった教科書問題は、既

に三年を経て、現在以上のような段階に至っている。この間事態は急速にまた複雑な波紋を描きながら進展している。そこで以下においては、この間の経過をふり返りたうえて、教科書問題への若干の視角を提起しておくたい。

まず三年間にわたる教科書問題は、政治的な動きとしてはおおよそ三つの局面に分けることが可能である。

第一の局面は、八〇年の国政選挙で自民党が圧倒的勝利をおさめ、その政治的余勢を駆って教科書攻撃を開始、これに財界が呼応することによって政・財・官あげて教科書攻撃の大合唱が巻き起こった局面である。かかる動きの政治的集約の場が自民党教科書問題小委（八〇年末設置）であり、同小委による教科書制度改革案の取りまとめがこの局面のしめくりである。

第二の局面は、このような教科書攻撃の広がりに対し、もっぱら裏にまわって検定の実質的運用によってこれにこたえようとしていた文部省が、検定強化の実態をマスコミで暴かれ、あげくのはてに中国、韓国をはじめとするアジア諸国からの抗議を受けるはめとなり、検定基準の修正などの「是正措置」を迫られた局面である。すなわち八二年七月、中国、韓国政府の抗議から、八月の政府見解の発表および外交結着を経て、さらに検定審議会

の答申をえて文部省は検定基準に「近隣アジア諸国に対し国際理解と国際協調に基づく配慮」をすべきだとした項目を加え、これを告示した。以上の経過がこの局面をなす。

第三の局面は、自民党の強い政治的圧力の下で、教科書制度改革にいやおうなしに乗り出さざるをえなくなつた文部省が、八一年十一月第十三期中教審を招集し、これに諮問を行ない、前述のような答申を得て、自民党の一層の催促によって教科書法案の作成に着手しだしたという現在進行中の局面である。

このように教科書問題は政治的焦点を異にした以上の三つの局面からなっている。これらを通じて今回の教科書問題に特徴的なことは、八〇年代における国家政策全般の基本方針である総合安保政策に対応した国家イデオロギーの強調が、教科書（とりわけ中学公民、高校歴史、高校現代社会）を舞台に企図されたということであり、また教科書制度に対する国家的統制の一層の強化が自民党の政治的主導下に進行しており、国家の掲げる「戦後教育見直し」の政治的突破口となつていふことである。このような現在の教育政策全般の展開とそこにおける教科書問題の位置については既に述べたことがある。（「総合安保体制下の公教育再編」季刊クライシス第十三号）そ

ここで次に教科書問題への視角としてさらに留意すべき点を指摘しておきたい。

まず第一に、教科書における国家イデオロギーの強調という時、それがいかなる性格のものかということである。前記第一の局面との関係でいえば、教科書攻撃の内容は周知のように極めて多岐にわたる。例えば中学公民の教科書についていえば、軍事・外交政策、国内政治体制、経済社会体制の全てに及んでいる。しかしそれらはいずれにしても結局のところ発達した資本主義社会を基盤とする戦後日本の国家としての評価に関連するものである。換言すれば、教科書攻撃の内容は、「経済大国」として国際社会に確固たる地位を占めるに至った戦後の日本の国家と社会がそれにふさわしい政治的評価を与えられるべきだということものにほかならない。すなわち「国際社会における日本の役割を正しく把握した上で、わが国の国家としての成立・理念・国策に基づく教科書が作製される必要がある」（福田信之「疑問だらけの中学教科書」監修のことば）というわけである。

ここでの国家とは発達した資本主義社会を基礎とした日本社会の総体を含むものであり、また強調されている国家イデオロギーは経済社会的な内実によって構成されており、この意味でそれは戦後日本における総資本ナシ

ヨナリズムの表われということができる。今回特に注目される財界のかつてない積極的な介入、あるいはまた、部分的にはともかく復古的な政治理念がそれほど前面に登場していないということがそれを示している。

そしてかかる総資本ナシヨナリズムの一定の昂揚を背景として、その公教育への浸透を保障することを名目、また自民党の教育政策全般に対する政治的思惑がからんで、教科書制度改革が打ち出された。したがってここにおいては、何よりもまず総資本ナシヨナリズムに対する批判が政治的に重要であったのである。

留意すべき第二点は、前記のこの局面とかわる。すなわち、検定の実態に対する中国や韓国の非難は、文部省による検定が総資本ナシヨナリズムの意を体して国家的行為の歴史的な正当化をはかるものであっただけに、これまたすぐれてナシヨナリズムによつた反発でしかなかったということである。それゆえこの非難は、国家間の外交折衝の中でわが国の一定の譲歩という政治結着をみることによって、少なくとも政治的には終息していった。

ところでわが国の進歩的教育世論は、中国や韓国の非難をかわすために文部省が行なった教科書記述の「是正措置」を、おおむね肯定的に評価したのではないだろう



か。(もつともこれを「土下座外交」とののしつたナシヨナリストもいたが)しかし中国や韓国などの対応は、国家としての対応であるかぎり、わが国の総資本ナシヨナリズムそれ自体の批判に至るものではありえなかつた。むしろ国家間の交渉が前面に出ることによって、逆に検定制度における国家権力の統制力がより強められる結果となつたことは周知のとおりである。進歩的教育世論は、総資本ナシヨナリズムに対する批判の観点が欠落して「たぶんだけ中国や韓国のナシヨナリズム的な対応を無批判的に受け入れることとなり、したがつてまた「是正措置」(それは検定の強化を意味した)に抵抗しえなかつたのである。ともあれ、八二年の教科書問題をめぐる論議においてインターナシヨナリズムの観点が全くといっていいほどみられなかつたのは注目に値することであつた。

留意すべき第三点は、前記第三の局面あるいは今後の展開ともかかわる。教科書法案の提出に集約される制度改革へ向けた動きは、今後新たな政治的焦点となつていくであろう。しかしこれをめぐる政治的対決においては既成政党間での政治的抗争のある程度の展開、あるいはそれにとまなう政治的キャンペーンの増加などがあるかもしれないが、大衆的な政治運動の昂揚が従来の運動の延長に生じることはないと思われる。というのは現在の

教科書攻撃に対する批判の運動は、「教科書が危ない」「教科書を守れ」といったスローガンに象徴されるように、もっぱら教育聖域的な発想でなされている。かかる発想は周知のように戦後教育運動の典型的な発想にはかならないが、しかしこの一面的な発想あるいはこのたぐいの理念では、もはや現在の公教育によつて不断に疎外されている大衆の教育あるいは教科書に対する複雑で現実的な意識に真底から訴えることはほとんど不可能だと思えるからである。

換言すれば、現在の教科書問題の論議はもっぱら教科書の内容が歪曲されるといった水準にあり、そこでは教科書の現実の存在構造そのものが問われることがない。したがつて、教科書の内容をめぐるイデオロギー的対立が、教科書の内容にはとりたてて関心はないが現在のところ個別的利害にかかわる限りそれに依拠するほかはない、といった大衆的意識と触れあうとは考えられないのである。進歩的教育世論の一定の盛り上りにもかかわらず、現実にはシラケたムードがただよっているのはこの点に理由がある。

総資本ナシヨナリズムが大衆的な基盤をいまだ獲得していないのと同様に、教科書攻撃への批判運動もいまだ狭い理念的境界を出てはいない。それゆえ大衆レベルで

の教科書問題は理論的実践的な批判の対象として十分に見据えられてはいないように思われるのである。

(きよはら まさよし・姫路工業大学教員)

◇ 新 連 載 ◇

聞き書き 一部落に生きる人たち①

水平社の糾弾闘争に 参加して

話し手 浅田 林 蔵 さん
1903 (明治36) 年10月12日生

聞き手 田 宮 武

今号より新たに本学の社会学部教授である田宮武氏による連載《部落到に生きる人たち》を開始してゆきます。

我々書評編集委員会では、「あらゆる差別を許さない」という基本的な立場にたち、創刊以来一貫して「在日朝鮮人差別」「被差別部落」等の問題をとりあげてきました。新しく始めるこの連載もそうした一連の流れの中に位置付くものであると考えています。田宮氏は、本誌においても過去「差別落書をめぐって」などの連載をご執筆されるなど、これまで一貫して部落解放運動を積極的に担ってこられました。また、今年の春には、南但馬の被差別部落で行われた聞き取り調査をまとめられ、解放出版社より『生きて闘って』を発表されています。この連載は、その南但馬で行われた聞き取り調査にもとづいて『生きて闘って』に発表されていない人々の話を中心として、個人史という形で発表していただく『生きて闘って』個人史版とも言えるものです。

この聞き書きは、兵庫部落解放研究所と八鹿高校差別事件の「被告」弁護団の依頼を受けて、一九八一年の春から秋にかけて、主として兵庫県南但馬地方の被差別部落の人たちに聞きとりしたテープをおこしたものである。

聞きとり調査の結果については、すでに『生きて闘って——南但馬の部落差別と解放運動』(兵庫部落解放研究所刊・解放出版社発表、一九八二年)にまとめているが、部落差別の中を生きぬき、差別からの解放をめざして闘ってきた部落の人たちの個人史(自分史)にまとめ直してみようと試みたものが、

この「聞き書き」部落に生きる人たち」である。

わたしは南但馬の部落差別の実態についても、そこでの水平社運動や部落解放運動についても、ほとんど予備知識を持たないままに聞きとり調査に入っていた。したがって、それぞれの聞きとりに入る冒頭に、①八鹿高校差別事件の公判が神戸地裁で闘われているが、「被告」弁護団から依頼を受けた調査であること、②部落の生活や仕事の様子、差別を受けた被差別体験やその見聞、③戦前の水平社運動、戦後の部落解放運動の動きや闘いなどについて聞かせてほ

しいと、ごく大まかな前置きをして、思い起こすままに自由に語ってもらったわけである。

この聞き書きから、部落差別のきびしさや差別からの人箇解放にかける部落の人たちの思いを実感することができるようであれば、それは公表したくないようならい経験をも含めて語ってくれた部落の人たちのおかげであると思う。

田 宮 武

小学校を卒業したあと年季奉公に出た

— この前もここへ来て、尾崎さんに明治以降の運動の話聞いたんです。で、解放令一揆あたりのことはわりと詳しく聞けたんですけどね、大正時代の水平社運動の話は詳しく聞けませんでしたので、水平社後に糾弾闘争を闘ってこられた浅田さんから、当時の模様を話していただきたいと思ひましてね。

わたしなあ、こんなことを言うとき自己宣伝になりますけど、若い頃からわりかた突飛な方ですね。やっても筋が通らんことやったら、自分の味方が言っても、それはあかんと言ふようなことでした。この部落でも、いちばん最初の事件があつた時に、青年団と報国少年団があつて、わたしはその少年団の団長になつてましたね。

わたしは長いこと、あれが十八歳か、十九まで大阪の方におりました。そのことは自己宣伝になりますけど、小学校二年の時に自宅が丸焼けになりました。わたしは部落の中ではすこしばかり勉強ができました。それで中川小学校の森校長が「高等科に寄せ」と、しよつちゆう言ってくれました。そやけど、私が学校二年の時に家が焼けましてなあ。

あんたらに申しあげても分からんやろうけど、この部

落はどこも家つまっているのに、ちよつと空地になつとるところがありますやろうがあ。あそこに家があつたのですわ。そして、わたしの父やおじさんが昔の木賃宿をやつていて、過去のことを言うとき時間が長くなるが、段々言うとして、氷上(ひかみ)郡の方から靴売り人が来たりましてね。そんな人が来て、泊つて郡内を回つてましたんや。それから、また今田(多紀郡)の方からシユロぼうき、座敷ぼうきというやつを作つてる人が、七人とか五人とか泊つていてね。材料のシユロの皮をかうたり、それから柄の竹もかうたりして、ほうきを作りました。ずうつとこの但馬から丹波の方へ売りに回つていたんや。わたしはうすうす知つてゐるぐらいで、詳しいことはわかりまへんけどな。

それが、学校二年の時の十二月二十八日ですか、そのおりに焼けましてな。昔の旧正月をやつとる時でしたな。部屋はないし、夜具も焼けましてなあ。わたしらの袴や羽織まで焼けましてな、その時分は、わりにここらでは、袴や羽織を着て式に行つたりしとりしませんでした。な。わりかた、わたしの家は良かったんでしようが、それが丸焼けになつてしまひましてな。それでも、ずうつと学校に行きまして、六年で卒業して、学校を終わりましたがな。その時に、森良平(音読み)という校長が

おりまして、「高等科に寄せ」いうて、再三家へ来てくれませんでしたやがなあ。親はまあどないこないに高等科までやろうかということでしたんやが、家を買うのに借金したりしましたんやな。

その当時、三十円や五十円や七十円を出したら立派な家が建ちよつたけれど、もと店をやつとつた人の屋敷を二百十円で買いましたな。私の記憶してるのでは、その当時、屋だつたら、七十円を出すと三間に五間の家が建ちよりました。それを二百十円出しよりましたな。そうしたところが、金があらへんので、百円かなんぼか借りたんでしよう。借金していてしようがないと思つて、校長先生は高等科へ来いと言うし、親もやつてくれないうけではなかつたんでしようが、わたしは大阪の方へ三年の奉公に行つたんです。

——大阪のどんなところへ行つたんです？

豊能郡ですわ。あのう、今の池田市です。そこへ行きましてな、先金を三十円貸したんでしよう。わたしは、「たんない、借してくれえ」いうて、年季奉公しましてな。あ。「いかり屋」いう家におりましたんやがあ。そこへ年季奉公しに、三十円を借りて、家の借金を払うようにしてくれと言つて行きましたんや。森校長は「寄せ、寄せ、おさんのか」言つて怒つたそうやけど、勉強したかつた

ら年がいつてからでもできるんやし、わしゃあ、親が苦しむのにそんなことを放つておけんと思つて、そこへ行って、勤めて、丸三年奉公しましたんやな。三年おつてそいでこつちに戻つてきたんですよ。戻つたら、どうにかこうにか借金を払うしね。

——おじいさんがここへ戻つてきたのは十何歳ごろのこと？

十八の時かなあ、十八か十九の時かな。わたしには兄貴がおりましてな。兄貴は鉱山へ金もうけに行きまして不発がありましてな、自分がその不発の上にさく岩機をかけたところ、バアツと爆発して、まともに受けて死にました。兄貴が死んだのはその後でしたが、わたしも兵隊検査をしまして、甲種合格になつて、兵隊に行つてきまして、兵隊の二年目の時に兄貴が死んだいうて聞きました。私もずいぶん若い時苦労したんです。

——おじいさんが池田の方から帰つてきた時には、運動はどんなふうでしたか？

ちやうど、報国少年部というのと、青年には青年団がありました。わたしがここに十八歳かで戻つた時には、まだ青年団に入つてなくてね。それからだんだんと年はいくし、兄貴にも不幸があつたので、跡を継がんといかんということな、現在にいたつとるわけなんですが、

その頃からいろいろと問題が起こりましたしな。

「あれは、「これや」と身ぶりで差別した

いちばん最初の問題はなあ……わたしの方の部落は経済的状态が悪いので、重労働にようけ出るわけです。今だと、いちばん多いのが、土木の人夫なんや。人夫やったら、道具も何もいらんし、出かけたら賃金をもらええしね。その当時はもつと山林があつて、木を切つたのを出すんです。この頃は索道になつたが、昔は牛に引かせるんじやなしに、山が急なもんだから、木を載せるソリを組んで、梶棒を自分で持つて、山は坂道ですからあんまり力是要らんや、人手で里まで木を引っぱつて出しましたのや。わたしの方からそれに大勢行つとりましたのや。わたしはしたくないけどね。

それに行つとつて、お話しても分かりにくいけど、わたしの方の中川村に土肥(とい)というところがありましてな。その人で、名前は忘れましたが、五、六人この部落の人を頼んで使つてましたのや。わたしの方の石本さんという人も行つとりました。その人らが先頭で、五、六人行つとつて、一番初めの問題が起こりましたな。

——その土肥の人というのは部落の人ではないんですか？
一般地区の人で、その人らが事業主で、山の木を買う

て、切つて、その木を搬出するのはね、わたしらの方の人夫がやるんです。その時には、この話はだれにでもするから、あんたらに伏せておくこともないけど、土肥の人がわたしらの人を雇つとつて、失言したわけやな。それが問題になつたことがあります。

——どんな失言いうか、差別発言でしたか？

やつぱりね、昔いうたら部落の生活は低いんや。その低い生活の状態を言うたり、それから「わらじや草履を作つたのを売りに来よつた」とか、「それによつてお前らは食つていたんや」とか、頭からひとを軽蔑することを言いよつた。自分が生活するためやでえ、他人のものを盗つたというのと違ごうて、自分が生活するために物をこさえて売るのはどこへ行つたつて恥ずかしいことやあらへん。そういうことやなんやありましてなあ。

——草履を作つて生活しているのは恥ずかしいことやあらへんや。

そして、土肥というこの村の奥に、松本新太郎(音読み)がいて、これが山の斡旋屋で、プロカーをしとつたんやな。山を見つけて、売り買いする人やな。それも山仕事に行つとつた。そこへさつき言つた石本さんという、わたしらの人も行つとつたわけです。そこで、やつぱり「あんたらは水平社だ」と言つたり、いろいろなこ

とがありました。

——山林労働者にたいして差別発言があった時には、もう水平社はできていましたのか。できる前でしたのか？

もう、できかきりやなかったかなあ……、その時分、水平社ができてりましたよ。

——さっきの山仕事の話の結末はどうなったのやろう？
それはね、結局、やっぱり「あれは、これや」と、しよっちゆう（四本指の）身ぶりで示していたんや。今こそ、こないになつて、言うてもみんなが承知しないし、言いもせえへんけど、その時分はほんのまだ未開のままの状態で、そういうことで、話をするると長くなりますけど、その人らをわたしの方の寺へ呼んだわけでんな。

わたしはここへ戻つてみると少年団の団長になれということで、村の事情は何も分からないのに、団長になつたわけです。そうなると、会議にも出なあかんし……、そないしていたら、さっきの山の方の問題もいろいろ言うとなつた。そしたら、また別の問題が起つてきたわけやな。

あれやね、昔、国鉄の駅が青倉になかつたんや、竹田駅と新井（にい）駅しかなかつたんやね。それで、木材の買い占め先の関係で、竹田駅へ出すか、新井駅へ出すか

どつちかやな。その頃、竹田駅に『タケスエ』という運送店があつて、今はそんな名前の店はないけど、その後どうしているか知らんけれども……、その人は相当の年齢でね、わたしらより十五、六歳年上でしたね。それがね、今あんたらに聞いてもらうと恥ずかしい話やけどもわたしらの方から山本という女の人が京都の方へ行つてりました。京都で友禅の職人になつて、友禅の染めものを何人もの人を使つてな、しつかりした家をかまえてやつてるところへ嫁いでいたんです。男は岐阜の人でしたがな。その女の人が竹田駅へ降りてきたんやな。そしてたら、京都の方の奥さんの風をして戻つてきたわけや。わたしの耳に実際に残つている話で、どこへ行つても話すわけですけど、竹田の方の人が、その女の人の見て、「ああつ」と思つたんやろうな。そりやあ、日には焼けてえへんし、奥さんで暮らしているわけやから、京都の町の奥さんが竹田のような田舎に戻つてきたら、アカ抜けしとるわいな。きれいな人でしたわ。

さつき言うた『タケスエ』という人が運送店をしていましたな、駅にはしよっちゆうおるわけです。それだから、ここいらへそんなきれいな風をして戻つてきたら、誰でも見よるがな。「あれはどこの人やろう」というたら『タケスエ』の店主が「あれは（どこそこの）これやがな

短評募集!!



短評を書いてみませんか？

最近一年間に発行された本の中で、自分がこれはぜひ人にも勧めたい、あるいは、強く印象づけられた本の短評を

原稿用紙（四百字詰）二、三枚に。

☆ジャンルは自由、締切は毎月末。

☆詳細は、59ページの「お知らせ」をご覧ください。

●あて先 〒365 吹田市千里山東3-10-11

関西大学生協同組合「書評」編集委員会

☎38419874（直通）

38811121（内線4821）

あ」と、こうやった。

——また「四本指」をだした？

うん、「あないしとつても、あれは（どこそこの）エツタやでえ」と、こう言いよった。それが、わたしの耳に入ったわけです。事実、言うとするんや。それから、あんな、青年団から、消防団から寄って、如来寺へ寄りまして、「タケスエを呼んでこい」と、こちらから自転車を迎えにいつてね。その時分は自動車もあらへんし、その人呼んできて、長いこと話し合いをしたわけなんです。

糾弾闘争に参加して

そしたら、和田山署の小田（おだ）かずよしという署長来まして、そこでその人がいろいろと仲介に入ったんですなあ。仲介に入っても、ちよつと収まりません。そんなこと誰が入ったって、「こういう具合にします」と言っただって、ちよつとでは収まりつかへんかった。一般地区と部落といったら、向こうがダアツと多いんですからな。そこへもつてきて、差別意識がきついわね。どないしたつてね。「よし、わしが何する」と言つて、署長はだいい来ましてえ。

——署長が「わしが仲介してどないかやる」と言つて、
糾弾の場に来たんですか？

自分の受け持ち区域でしてな、自分の管区内で大きな
もめごとがあると、やっぱり署長として責任があるわな。
そういうことから、収めるべく努力したんでしよう。そ
やけどなあ、結局は収めるには収めましたけどな。こん
なこと言うたら恥ずかしいこつちやけど、自転車は何台
もあらへん。「自転車あるだけ寺の庭へ集める」ちゆうも
んで、集めてな。そして、青年団や少年団が向こうとの
遣い走りをしてね。「向こうのもん、こつちへ来い」と連
絡するのに、電話もあらへんし、自転車で呼びに行つた
りした。「タケスエ」という人も来るし、それから土肥の
山林ブローカーも来た。その頃、水平社は神崎郡が早か
つたな。「水平社に来てもらおうか」と話して、水平社が
来た。あれは、何という部落の人かな。来てくれたな。
——山林のブローカーが言つた失言と、運送屋の『タケ
スエ』が言つた差別発言とは同じ時期でしたか？
時期はいつしよ。ちよつとずれはあるけど。
——運送屋の方があとですか？
そうそう、竹田駅の方がちよつとあとやね。そこへも
つてきて、わたしの方からも仕事に行つているんですで
え、材木の搬出に行つたり、木を切つたりしに、五人や

十人は行つとつたでしよう。その連中も腹を立てるし、
村としても、みな二、三日休んで骨をおるし、こちらも
学校を出てから、そんなひどいことを聞いたことがない
しね。小田という和田山の警察署長が三回か四回か村へ
来たでしよう。

——神崎郡の水平社の人は？

それは小谷という人やなかつたかな。そういうことも
ありましてね。その時に自転車あるだけ……ようけなく
て、まあ四、五台でしよう、寺の庭へ入れて「いつでも
出られるようにせい」と、そこまでしましたんや。警察
の署長が入つたり、どないこないなり水平社も来て、話
をした。そういうことで、署長の関係で、どっこか探せ
ば文書があるんやと思うけどね。

——調停文が署長の斡旋でかわされたわけですか？

ええ。その小田かずよしという人は、背の高い人でし
たわ。三遍や四遍は来たでしようでえ。そういう闘争を
やりましたんや。

——竹田駅の『タケスエ』の運送屋につめかけた人は、
この部落の人だけでしたのか？

そうそう。それはこちらから「来てくれ」と言つて呼
びに行つたわけや。別に押しかけて暴れたこともないし
ね。この部落へ連れて来て話したんや。それから、土肥

という人の所へも、自転車で呼びに行つて連れてきたんや。暴力やなんやを振るつて、だましたいうことはあらへんわ。

— そうですか。それからあと、この部落でも水平社の組織はできましたのか？

それからすぐにはできませんでした。いつごろできたかなあ。

— 水平社はすぐにはできなかったが、しばらくしてできたか、それとも神崎郡かどこかの水平社に加入するとかしたんですか？

神崎郡の水平社へ加入することはしてないです。ただ



こちらから希望して、現在のその当時の事情とか、どこまでことが進行しているか、どういう具合に運動するかということ、研究したり、話を聞いたり指導を受けたりするために、ここへ来てもらったですわ。そして、一晩泊つて帰つたんですわ。

— 全国水平社ができてしばらくしてから、そういう差別事件が二つ起こつて、その当事者を呼んできて、糾弾を打ちましたね。そのあと、この部落ではどうなるのやろうね。

なにをね？

— その、水平社の組織ができるとか、運動が出てくるとか。

それね、水平社が来て話をしてくれてね、役場の村長に對して、解決策として、「わたしたちを役場吏員に採用せよ」、それから「もつと事業に助成して、すべての面で格を上げてもらいたい」と要求した。そうしないと、いつまでも下に見られてね。知識も低いやろうし、物的にも多少低いので、物心両方とも同じところに行くように努めてもらわんとしょうがないと、最後の問題はそこですわ。

— 村役場の村長を呼んできて、物心両面のそういう要求した結論は、糾弾につめかけたここの部落の大勢

の人たちが話し合つた結果のことでしたのか？

それはね、この部落に、もう亡くなつておりませんけれど、尾崎誠逸という人がおりましてね。岡山の旧制中学校へ行つとつたんやと聞いておりますけど。その人は学識もあるし、良かったわけですわ。その人が役場の吏員に入った。戸籍係になつたんです。その後、制度も変わつてくるし、この部落のほかの人も役場に入るし、その必要もなくなつて、あの人は定年で辞めたわけですわ。——そうですか。

糾弾は村ぐるみでやつた

あのね、なんですわ。『タケスエ』という運送屋の話ですが、あの京都へ嫁いどるこの部落の人は、べつびんできれいな人でねえ。こちらも子どもながらに、ということも十八、九だし、そりゃあ、奥さん風できれいな着物を着て戻つてきたら、田舎のものはみられんわ。そしたら竹田駅で「あれ、どこの人やろ、どこの人やろ？」というたららしいでえ。そしたら、『タケスエ』という人が、「(どこそこの)これやがな」とこう(手ぶりを示して)やつたらしいね。それをこの村の者が聞いたんやな。「そんなもん承知するかい」と、「そんなら呼んでこい」と自転車に乗つて呼びに行った。

——それは、発言があつた当日にでも呼んできはつたんかい？

いや、二、三日経つてからでした。「悪かつた」というんやけど、「現在の社会情態に反するような違反行為をしたんや。太政官布告でそういうものが一切ないとなつたらんやろ。それなのに、君も日本国民なら、こつちやも日本国民や。なんで差別するんだ」と、しめあげにかかつたわけや。

——それには、ここの村の人が何人ぐらい集まりましたのか？

消防とか、青年とか、それにわたしらは、いちばん最初のかかわりは少年団の関係だつたがあ。自動車も電話もあらへんから、自転車を迎えに行くんやからね。向こうも来なあかんわ。自分が言うたことに間違いないんやから。「言うたのと言わないんか」と追及すると、「そりゃあ、言うたんや」というこつちや。言わん者をこつちが無実の罪をさせるようなことはできんわ。事実あつたことを言うだけや。本人もやつぱりやつとつたわね。

——そうすると、言うたか言わんだかという事実から確かめていつたわけやな。

そうしたら、やつぱり事実言うとつた。もうひとつ、この上に住んでる松本新太郎は山のブローカーでな、そ

れもちよつと同じようなことを同時に言うとするんで、「それと呼んでこい」言うて呼んできましたのや。わたしらの石本さんら、本人の目の前で言うとするんやから、石本さんは「山を世話しとつて、この村の者を使つておつて、お前はなんでそんなことを言うんや。常識的にちよつと頭が古いんと違うか」ということでしたな。

——その確認会みたいなものに、この部落の人が何人ぐらい集まつてましたか？

そうやなあ、そないに一戸に一人ずつとはいかんけどまあ五十八や六十人はいつも集まつていたでしょう。そりやあ、多い時にはもつと本堂に集まつたでえ。

——お寺の庭か本堂に集まつた？

本堂に集まつた。今みたいないな会場がありません。集会所ができたのが、わたしの青年のおりで、まあ事件の直後やな。

——(丸尾良昭支部長)おじいさんな、土肥の差別発言事では、「賃金を上げてくれ」という話が出たんと違うかいな。

——そこまで、よう聞いとらん。

——(丸尾)そうかい。それから、大正十三年の「トンビはトンビ、タカはタカ、生まれは変わらん」というのがあつたやろう。あれを聞かしてくれる？

うーん、なあに？ いやあ、事実おいらの念頭に入つとるわけやが、「お前らはなんぼ賢うなつても、金を持つたつて、トンビの子はトンビや。カラスの子はカラスやから、そんなこと言つたつて、お前らエタはエタやないか」と、こういうことを絶えず言いよつたわな。

——それは、小学校の子どもが言うつた？ 先生が言うたというわけではないんですか？

子どもでも言うつた。先生でも言うたかも知れんな。こんなことがありましたな。物部(一般地区)の連中で、まあ元気なのがおつたですわ。わたしらの方でも石投げの上手なのがいてな。学校の帰りに、あつちはこの円山川の左岸を帰りますやろ、わたしらはこつちやの岸を近道しますやろ、こんなことを言つたらおかしいこつちやけど、「お前らなんじゃ、エッター」とか「新平!」とか言うてな、お前らなんじゃ、こんなんじやないかとよう言われしましたな。

——それを向こうの川岸から言うわけ？

うん、物部の連中があ。お向いの村は物部いうて、物部氏の末裔ですわ。わたしたちの同級生で、物部の木賃宿の息子がいてね、平田たかゆきというのがおつてね。それが背の高い、六年で高等科の者より背が高かったが、力もあるし、大きいし、こわかった。わたしらの村の同

級生に山本君というのがいてな、お寺の本堂の屋根を越すぐらい、よう石を投げよつた。本堂の屋根を越すぐらい石を投げるのは、そないにようけおらん。そして、石合戦すると、向こうが石を投げてくるもんやさかいに、「おい、山本やれやれ、わしらはあそこまで行けへんから」と、山本君がやると、向こうの頭の上を越えて飛ぶくらいで、それでこわがって逃げよつた。「なんじやあ、きさまらッ」と、まるきり、なんですな、犬や猫より劣っているように言いよつたな。

——劣っているようにののしるわけやな。

うん。今は、昔のことを思いよつたら、ずいぶん変わったな。そりやあ、あの事件のことも、みんな年がいつてしもうて物忘れしてしもうて……。

——(丸尾)おじいさん、大正十三年の「トンビはトンビ、タカはタカ」というのを、もう一回分かつてる範囲内で話してほしいんや。

なにか。松本新太郎というの山のブローカーやった。それが土肥の人に山の世話をして、切りとつた木のきり出しにこの部落の人が行つとつた。それをしとつたところへ、今でも聞いてみるに、昔は不景気やし、金もうけがうすいし、相当惨めなことを言われて、こき使われておつたというのがありのままや。そんなことは金銭の上



で、労働賃をもらうんやからなんでもないけど、そややけどその前後に差別されるんや。そりやあ、ひどいでつせ。

こんなことを言うと話が長くなるけど、それ以前にも蚕さん(養蚕)はこらで盛んだったね。それをよそはたくさんやっていて、わたしの方でも一部の人がやってたけど、そうしたら桑の葉取りと、消毒と、マユを熱気で揚げるんと、その手伝いに雇われて行つとつた。これを言いかけたから同じことやから言うけど、その時に、「トケイ持っていきよるかい？」と、朝出かける際に、五人寄つても言うつた。「トケイって何じゃ」と、まあ

判じ物や。「トケイって知らんのかい、お茶碗のことや」と言うわけや。向こうの温いご飯、同じ飯を食べるんですよ。わかずももらうんですよ。それを向こうの茶碗に入れてもろて、こっちの茶碗にポコッと移されよった。

——うつし茶碗のことやな？

うん、向こうの茶碗は使わずに、持っていった茶碗で食べた。わたしらは学校へ行つとる時に「トケイ、トケイ」って何を言うとするんやと思つたけど、そりゃあ、もう惨めなもんでしたわ。そういうこともありました。今まだわたしらより古い人に問うたら、知つとりますわ。桑の皮むきに雇われて行つたりしたね。「トケイ持つて行きよるかい？」「トケイってなんや」と、判じ物みたく知らんので聞くと、この懐へお茶碗を入れて、そして食事時になると、茶碗を出して向こうの茶碗によそつたものを移してもらつて食べよつた。そんな人もまだ生きとりますわ。

——（丸尾）おじいさんはその経験があるんか？

わしはね日よう取りに行つてへんからね。忙しゅうてな、うちは蚕さんをようけ飼うていたからな。

部落の中に教員住宅が建つた

——（丸尾）それでな、おじいさんが青年団長をしていた

時と違ふのか、お寺の尾崎誠逸さんを役場の吏員に送りこんだのは？ それに教員住宅を建てたのは？
そうや。

——（丸尾）その元と、なぜそういうことになつたか話してほしい。

それはね。役場に入れろと、入れろといつても、もつと二人や三人入れろという話やつた。

——（丸尾）差別事件があつて、そうなつたんやろう？

差別事件の解決がついて、警察署長が仲介に入つてね。
——（丸尾）その差別事件はなんだつたんかあ？

さあ、それは新太郎や。それと「タケスエ」の事件や。「タケスエ」の差別発言を繰り返して……ここの受け持ちの巡査が和田山署へ言うて、それから署長がやつてきた。

——（丸尾）差別発言をしたものを、お寺の道具小屋に放り込んだやろう？

それはわしらは知らん。けど、「道具小屋に放り込め！」ということとは絶えず言うよつた。わしらも言うよつたも分からん。

——（丸尾）それで、教員住宅を部落に建てさせて、教師を住ませよつたのは、小学校の先生の差別発言からやろう？



そうそう。それはこの問題に関係していないでえ。

——(丸尾)教員住宅はおじいさんが建てたのと違うんかいな。

わしは関係ないなあ。あれはいつ頃建ったのかなあ。兵隊から帰ってきてからかなあ。(と、記憶に自信なげの様子であった)

——(丸尾)わしらが聞いとるんでは、学校で「トンビはトンビ、タカはタカ」という発言があつて、それで大糾弾闘争をやつとるやろうがな。同盟休校もやつたりしてな。その時に休校したりしたので、学校が困つて大騒ぎになつて、それから教員住宅を建てるという融和政策が入つたと聞いとるんやけどもな。

それは、先生には教育的にもつと融和をモットーにしてやってくれんといかんと、教員住宅を県に申請して建てたな。先生が村へ来て教育してくれと要求したんやが、教員住宅へ来た先生は何もやっていないわあ。三代か四代にわたつて先生はおつたがあ。名前は、小谷とか、ええと……。

——(丸尾)おじいさんが闘つた、よう憶えている「タケスエ」の差別事件のあと、教員住宅が建つたのか、それとも「タケスエ」のあとに「トンビはトンビ」の差別発言があつて、教師を一人学校を辞めさせて

いるだろうがあ。今の運動から見て、その時の役場に職員を入れさせる発想、教師を村に住ませたといいところは、全国的にみても、そんな例のあつたところはないんや。

— そうやでえ、ここは本村(ほんむら)やつたからなあ。

— (丸尾) そのところをよう聞きたいんやけど、おじいさんは憶えていないかなあ。

とにかくな、わしらはまだ下つ端やから、まだ成人になつたらん。

— (丸尾) その時分は誰が「大将」だったのか？

青年では、さあ……、わしらが齒がゆかつたぐらいやから、おらんやろう。わたしはやつぱり都会へ出たから、すべてのことがもつと常識的な考えでできたんや。村におつたら、できなかつただろうよ。それで、わしに「せえ、せえ」と、役を全部持つてきてな。

— (丸尾) 当時の役所所の記録によると、「差別者をお寺に連れ帰つて、みんなが飲食をなして酒を飲んで騒いだ」と書いてある。

— そりゃあ、もう付け足しや。そんなことはあらへん。

今もこんなことを言うとなんやが、駐在所もグルはグルやな。結局、こつちが言うたら、うまいこと言うけれど、駐在所は差別した者の肩もちなんや。

— さっきの竹田の『タケスエ』運送店主とか三人ほど呼んできて糾弾したあとで、村役場の戸籍係に部落の人を入れるというのと、この村の中に教員住宅を建てろというのと、同時に要求として出していきましたのか？

— そうですな。教員住宅を建てるのが少し遅れた。さっきの尾崎誠逸という人は、昔からの大きな旦那でね、岡山の旧制中学を出て、部落でもいけばん学が深かつた。しかし、内気な人であ、あんまり学は出さなかつた。わたしらは「極道」やけど、齒がゆいような人やつた。

— 齒がゆかつたというのは、どんな点で齒がゆかつたのやろう？ せっかく役場に入れたのにね……。

— そのお、積極的にものを言わなんだ。それで、戸籍係しとるだけや。戸籍の主任やつた。先に立つて、すべてのことをずうつと順序を並べて、「こういう行き方をして、こういうことをやれ！」ということは、こつから先言わらんやつた。誰に聞いても、そう言うやろうな。わたしらはそんなに頭はないけども、白は白、黒は黒、正しいことは正しい、まずいものはまずいで通しますすしな。ほんで、言いたいことを曲げて言うこともなかつた。戦後議員になつても、人にそんなに侮られもせえへんかつたし、その代わりに、余分にええところに就きもしなかつた。



たしな。

——(丸尾)それでな、おじいさん、役場へ尾崎さんを入れて、教員住宅を建てたやろう。それからあととは差別はなかったかいな。

あるわいなあ。絶えず学校でもあった。

——(丸尾)それは前のようになんで糾弾をやらなかったのや？

そやけど、そこまでみんな団体を組まなかったな。やつぱり、ものごとは、白と言う者と黒と言う者があるしな。そこで、ひとつの事件に対しても、見解が違ふんや。はや、身体まで遊んで、今日働きに行つたらなんぼもうやないかと勘定しだしたら、なすこともでけへんがな。

それを犠牲にしてやってこそ、はじめて物事が成就するんやが。

——そうか。おじいさんは青年部へ入っている時に、どんな活動をやっていたのやろうね？

青年団に入りましてから、わたしとこの青年はいろいろやりましたでえ。前には、修養団というのがありまして、わたしも修養団にいました。朝早よう起きて、体操して、また朝ご飯を食べて学校へ行く者、また自分の仕事をする者と……、それから、えらいお坊さんの講習会がありましたな。たしか和田山の方でもやってました。郡内でもやりましたし、わたしの方でも如来寺さんでやりました。一夜講習会を清和会(融和団体)の關係でやりました。一夜講習会をやると、朝来町の青年やら、中川村の青年やら、全部如来寺さんへ来てもらいました。食事もお出してね。昼の三時なら三時から話を聞いて、夕ご飯を食べて、それから夜の行事をして……、あくる日、朝は早よう起きて、また昼ご飯を食べるまで話をして、休憩もとりましたけど。昼食を食べて、向こうも帰りました。

——一夜講習会というのは、いつごろからはじまりましたの？

そうやね、わたしが十八ごろかなあ。早起き会

をやりましたからね。朝早よう起きて、連合体操をやつて、それから自分の稼業に従事する。わたしが先頭して朝七時から「ワツシヨイ、ワツシヨイ」言うて、村の中を全部回つて、お寺の角で体操して、話をして、それで別れて自分の仕事をやつた。

融和主義の傾向が強まった

——(丸尾)おじいさんな、さっきの話の中で「警察はゲルヤ」という話があったやろう。これはどこでそんなことを思つたのか。警察が差別する者の味方をするとするのは……?

それはなあ、やつぱり差別した者に対して、きびしく詰めに行くやろ、そしたら「もつと手ぬるく」と言うが、こつちが悪いことしたら、今でも署へ引っぱつて行くんやろ。それに、小田かずよしという警察署長がおつて、「ぼくに任せろ。法で決まつてあるものは法どおりやるから……。ぼくの権力でやるから。知事が何と言おうと、わしがやるから……。」と言うてね。それで、みんな得心したんや。それで差別者を放したんやね。背の高い人だね、ええ人やつた。ちようどその事件のおりにおつてな。教員住宅なんかは、あの人の力でやつたんや。

——なるほど。



とにかく、暴力じゃないけど、「そういう騒動的な運動をやらんと、とにかく、地道な運動で正々堂々と進め」というのがこの人の言い分だった。「そんなことしたつて直りますかいな?」と言うと、「わしがここにいる間に絶対にする」と言うた。「しかし、あんたはいつまでもおらへんのやし、どないしてくれるんか?」「それは時代も変わるやろうし、なろうかい」ということだね。「わしがある間には具合ようするから」と、その人は言うつた。本当言うたら、尾崎誠逸さんのせいやな。あの人は、「まんまんべん」(八方美人の意、か)の人やさかいに。わしらはバチバチ(けじめをつけるの意、か)した。なんとか

差別した者を追いつめられないものかと思つた。

——(丸尾)この時に水平社を呼んできたのか。これは記事が残っているんですね。「水平社同人が二回オルグに入った」という記事が、尾崎誠逸さんの家にあるんですね。その家にその時の自己批判書も、二、三枚ありますわ。

その頃、わしらは少年団におつて、青年団にはまだ入つてなかつた。

——その尾崎誠逸さんという人が青年団の指導者みたいにしていたんですか？

いやいや。すべての顧問みたいなもんやろうかい。あの人は中等教育も受けとるしな、この部落ではその時分中等教育を受けた者があらへん。それで、村の庄屋をしたこともあるでしょうしな。その人がそれまでにもいろいろと骨をおつて、もめごとがあつてもあの人が中に入つて話したら、他の人では得心せんでも、あの人だったらみんな辛抱しようかあということ、みんな割り方収まってきたんじゃないですか。わたしがやるようになってからは、あの人はあかんなあと思つたこともありま
すな。

——おじいさんは、わりと齒がゆいと思つたこともあり
ますのか？

ええ、ありますわ。なんせ、おとなしゅうて、おとなしてな。ものを発言せん人やつた。ものが行き詰まつたら、正しいことは正しいと言わんと、それがはつきりしなかつたわな。それから行き過ぎてね、自分が行き過ぎると分かれれば、自分も反省せんならん。

——(丸尾)おじいさんの今の話は、大正十二、三年の話や。大正末年から昭和初めにかけて、何か変わったことはなかつたか？

大正十三年に応召を受けたんや。戦争に行つたんや。八カ月間で、今軍人恩給をもらうには日数が足りんのや。

——(丸尾)そしたら、兵隊に行く前後に、この部落に軍隊が駐屯したことがあるか？

わしはおらんのだ。わしの戻る前やな。軍隊はうちに泊めとる。それはもう間違いない、絶対に。

——(丸尾)それがね、大正十一年の水平社結成後、おじいさんの応召に行つた大正十三年までの二年間ほどの間に、この部落はげしい糾弾闘争を闘っているわけやね。水平社のオルグが入つてね。ということ、軍隊が二度、直接の弾圧じゃないんですけど、それまでは見向きもしなかつたこの村に、演習の宿という形で泊っている。これは大変大事なことやと思う。その次が昭和四年ごろに、先日聞きとり調査

をしてもらった尾崎行夫さんが出てくる。

あのなあ、うちは泊めているんや。前に住んでいた家ぬい屋だったからな。

——(丸尾)その当時の村の人たちにしたら、軍隊が泊つてくれるということは誇りであり、差別反対ということでは一つのメドがついたという気持ちになつただろうことは容易に想像できる。こういう巧妙な政策をとつたのやね。おじいさんは兵隊から帰つてきて、それからずっと村におつたのか？

そうや。

——(丸尾)尾崎行夫さんがあちこち、いろいろと飛び回つたやろう、村にはあんまりおらんと。

あの人は足が軽いさかいに……。あの人は村のことは何もしとらんわ。

——(丸尾)昭和の初めごろに何か大きな差別はなかつたかい？ 教員住宅の建つたのちにな。

新太郎事件がいちばん早いでえ。昭和より前やがあ。この材木商の差別発言とそのあとの「タケスエ」の事件と、時を同じくして、この二つが大きい事件やつた。

——(丸尾)その後の中川小学校の差別事件が、なんでおじいさんの記憶がないのかなあ、おかしいなあ。

わしは応召に出とつたやろうがあ。

——(丸尾)教員住宅のつ動機は、「タケスエ」の差別事件にしても、土肥の差別事件にしても、二つとも先生を村に住まわせることにながれへん。先生を村に住まわせることを考えたのは、やっぱり先生の差別発言、「トンビはトンビ、タカはタカ」にあつたと思ふんや。おじいさんには、そういう記憶がないかいな？

わしにはそういう記憶がないけど、とにかく、学校の先生の教員住宅をここに建てて、子どもの夜学でもなんでもやつてもらおうかと。

——子どもの夜学でもやつてもらおうかと、教員住宅を建てたんですか？

いや、それだけではあらへんけど。日曜の夜に生徒を集めて勉強か遊びでもやつてもらおうかと……。その時はわたしもおつたから、知っている。

——(丸尾)この部落に先生を住ませたのは、ほかにも意味があつたのだろうか？

いや、どうも。あの教員住宅が建つたのは、わたしの二十そこそこやでなあ。

——(丸尾)この時に、尾崎誠逸さんを戸籍係に入れたのは、どんな理由からだつたのか？

それやが、あとになつてから、わしらは役場に行つて

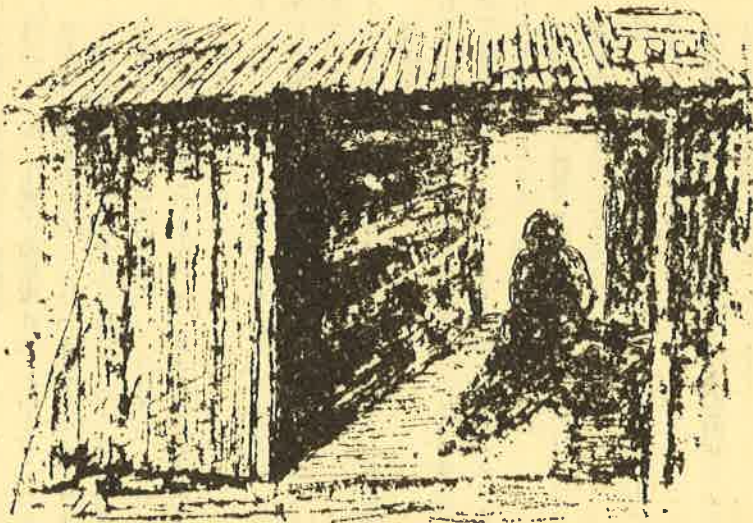
分かったんや。はじめから戸籍係をしようとは思ってないが。二、三年経つてから、「尾崎さん、何をやっどるんやあ」と聞くと、「戸籍係をしよう」ということや。これは、公式の話ではないが、やっぱり戸籍抄本を取るとか、いろんな証明書を出すときに、あの人だったら大丈夫やということ、あの人が良いだろうという勧めもあり、本人にもその気はあったとは聞いている。

——そうか。おじいさんらは尾崎誠逸さんを役場に雇えというたのは、役場に入ったら、役場がもつと部落のことも考えてくれて何かやってくれるだろうという望みがあったんですか？

そういう望みから入れたわけや。

——（丸尾）わしらが聞いているのは脚色された話で、初めから戸籍係へ入れるという要求だったと聞いとるが、そんなことはなかったんだらうな。

それは、まあ、ある程度、尾崎さんは独自の判断でやるということがちよくちよくあるでなあ、あんまり信用できへんところがあるでなあ。いやあ、死んだ人をくさすのはなんだが、せんならん書類でもせんかったことがあつて、かなわんもんだから、わしが役場へ行ってしたこともありました。こちらは頼まれたら、引き受けたら、具合ようしたらなあかんと思つて、自分ところは放つて



おいてもするんやけどもなあ。

——(丸尾)おじいさんは村の仕事をようしてきたわけな。五十何年も村のために奉仕しとる。おじいさんは書く方もようしよるしね。

糾弾闘争も下火に

——(丸尾)それでな、戦後誰がいい、悪いの問題ではないし、そんなことを今とやかく調べてるわけではないけど、ずうつと差別があつたわな？

今でもある。
——(丸尾)それがなぜ、部落全体で取り組まれなかつたたのか？

それは、こつちにも悪いことがある。わしらの青年の時代に、あの問題が起こつたな。そんなことで村の者を大勢遊ばされへんと、反対が出たんや。そんなもの、個人対個人のこと、暴力を振るおうと、自分自身で一人をやつてもらつたらよいのや。村へ言うてきても誰も取り上げんようにしようよと、それが第一に出てきたんや。こいうことやから、これからも結束してやな、暴力だけは止めといても、言論でもつて正々堂々と闘つていこうでえという説は、ちつともなかつた。ああ、そりやあ、頭は古かつたでえ。

——部落の中の人でも、みんな集まつてやっていると、食うのに困つてくるし、差別された者は直接に個人的にやればええということになつたのか？

そういうことになつた。

——それはいつごろから？

さつきいうた新太郎事件後からすわ。そりやあ、その時はようこたえるわ。一週間も十日もなに(糾弾)している、直ちに仕事をするに金になつたのに、ということになるわいな。

——(丸尾)何もかも今とよう似とるな。

とにかく、わしらが池田市から戻つたおりに「トケイ持つとるか」ということを聞いた。「トケイつて何だ？」と聞くと、養蚕なんかの手伝いに行くと、うつし茶碗されとるんや。「ああ、おれやつたらお茶碗を持つて、そんなことよう行かんわ」というたら、「お前ら、何をいよる」と言われた。明日の生活がからんどるからな。それが痛手ですわ。このごろは仕事も多いしね、多少差別はあるかもしれんが、大体収まっているけどもね。とにかく経済関係がごつつかうからむのや。池田から戻つてきて、「トケイ持つとるか」と聞いて、うつし茶碗をされるということやつたが、わしは、乞食をするようなもんやと、齒がゆかつた。うちはまあ百姓(たんぼ)も多いし、

蚕も飼うし、日よう取りには行つとらへんだけど。それがだんだんとうつし茶碗はせえへんということになった。

——(丸尾)この部落では、やっぱりうつし茶碗の阻止闘争をやつとるな。尾崎源次郎さんの若い人が罷事権を使って、ストを打って阻止させた。これは他の村の人が知つとる。「みんな日よう取りに行くなよ、がんばれッ」と言うて、がんばつてやつとる。

それはみんな人間が生活していかならんからな。乞食のようなことをするのは、生活できんからするんやが
あ。

——(丸尾)ところが、おじいさん。この部落のように気性のほげしい、自信を持ったところがやな、次に解放運動が起こつてくるのは、昭和四十五、六年ごろで、それまで「同和」という言葉も出てこんのや。

二十年に敗戦になつて、二十五年間出てこんのや。それが不思議でしようがない。

はじめは清和会というつた。新太郎事件には清和会が反対やつた。

——(丸尾)村の中に、あの改良道路ができたのは、新太郎事件のあとか？

あとや。

——(丸尾)やっぱり。教員住宅のあとか？

ええと、教員住宅のあとやな。

——(丸尾)村の中の道路は割と整理されてる。狭いなगरもね。あれは全部家を立ち退かして整備してやつとる。融和事業で、ものすごい金を投入しとる。

うちのところが建つたのは、わしが応召に行つた時で、補助をもううた。その当時で、三十円かなんぼか補助をもらつて、大正十三年の八月にか兵隊に行つて、翌年の二月かに戻つてきたら、補助をもううて家を建てていたんや。

——(丸尾)昔は兵隊にとるという手があつたな。あれは良い手やな。あとは融和政策を打ちこんでいたのか
な(とひとり言のように言う)。

今はこうして生活していけるし、言論でも向こうにそんなにヒケをとらんし、することはそんなに世話になつていないし、言うことはあらへんのやけれども、差別の根本はどつかにあるなあ。わしはな、昭和四十年ごろのことやけど、婦人会とか各種団体と議員とが公民館の二階で集まつたおり、ある議員から大衆の前でござつていことを言われたんや。どういふことかつてえ。さあ、それがやな、「自分たちは言うことはいいことを言うが、することをせんとあかん」という言い方やつた。なんでもすることをしてから、言うことを言え……、しやくにさわ

つてな。そんなら、君らはすることをしとるんかいな、そりやあ、まあ、することもあるけどな。「あんたも議員ではないか。議員は修養の高い人間じゃないか。他の者が言うとるんと違う。悪いことは悪いんだ、ええことは実行していくと、自分らが範をもつて示してやるのが議員の任務じゃないか」と言ったら、相手は青い顔になつたとつた。「君がそういうことを言うなら、わしは対決するわ」とやつたんや。そしたら「これからも仲良うやつたてくれやあ」と頼みよつた。「これを最後にして、これから心得よ」と言うといた。当り前や。

(ここで浅田林蔵さんの話はほぼ終わった)

——(丸尾)わたしらの子どもの頃、昭和二十年代やけど、村の中には「ほうけ」といつて、子どもにかける綿入れを着て、子どものお守りをしてる男が多かった。女の人を働きに行かせて、男は仕事がないからね。女の人は紡績とかに行つてましたのか？

——(丸尾)朝鮮戦争の頃まで、景気が立ち直る気配を見せるまでは、そうやつた。まあ、なりわい、生計が立ちかねておつたというのが、この部落の現実やなかつたかな。貧しくて、大変だつたやろうな。わたしらでも、いつつと、とにかく育ててもらつただけ

でも、感謝せなならんと思うわ。もう、食うものがないんやもの。毎日サツマイモをふかしたやつを、昼になつても、夜になつても、あれだけ食わされていたから、子ども心にもいややつたなあ。あれを食べるのは、楽しみがないわ。飯時にそれをくれるんやな。あれはつらかつた。

聞き書きメモ

- ① 水平社運動の体験を話してくれた浅田林蔵さんは、兵庫県朝来(あさこ)郡朝来町(現在)の被差別部落に生まれた。戦後、朝来町の町会議員として十五年数ヶ月にわたつて活動し、地区の区長、老人会会長と、絶えず部落のために闘い、奉仕してきた人である。一九八三(昭和五十八)年二月八日に亡くなられた。
- ② 聞き取り調査は一九八一年六月七日に、部落の福祉会館で二時間近くにわたつて実施された。支部長の丸尾良昭さんも同席していて、一緒に話を聞いた。文中に「丸尾」とあるのが丸尾さんの質問や話である。

ボードレールと月

山村嘉己

時に陽光の明るさを求めることはあっても、ボードレールにとつて、月はつねにいっそう心に近い友人であった。いや《気まぐれそのものとも言える》(散文詩「月の恵み」)とまで言いながら、月はかれの愛人ですらあった。《ベルト嬢に捧げる》と後ほど傍題されるこの「月の恵み」は、眠っている女の子を気に入つてその部屋に忍び込んだ月の姿をつぎのように描写している。

その間、月は喜びに溢れて、燐光を帯びる大気のように、はたまた光り輝く毒薬のように、部屋いっぱいを見たしていた。そして、その生きた光はすべてこう

考え、語っていた。「お前は永遠にわたしの接吻の影響を免がれないでしょう。わたし流儀に美しくなるでしょう。わたしの愛するものを、そしてわたしを愛するものを好きになるでしょう。水や雲や沈黙や夜。広々として緑の海原。無形でもあらゆる形になる水。お前の行かない場所。お前の知らない恋人。恐しい花。人の心を狂わせる香り。ピアノの上で恍惚と眠り、しゃがれたそのくせ優しい声で、女のように鳴く猫などを。

そしてお前はわたしの恋人たちに愛され、わたしに言い寄る人たちに言い寄られることでしょう。お前は

緑の眼をした男たちの女王になるの。その男たちって
いうのはわたしに夜の愛撫の中でその胸をだきしめた
人たちです……」。

この詩を献じられたベルトとは、恐らく『悪の華』の
増補として収録された「漂着物」という一群の中の「ベ
ルトの瞳」のベルトと同一人であろうが、そこでは、

あなたならどんな有名の人の眼だつて嘲笑できよう
わが恋人の美しい瞳よ、そこからしみ出てひろがる
何かしら夜のように心地よく優しいもの
美しい瞳よ、あなたの魅力ある暗黒をわたしに流せ。

わが恋人の瞳は暗くて深くて广大でまるでお前のように
はてしない夜よ、そしてお前と同じように光り輝やく。
その瞳の火は信仰の混り合つた愛の思ひ
奥深く 官能と貞潔とを秘めて きらきらと光る。

と、美しく歌いあげられている。このようにボードレ
ールにとっては、月は、そして、それを包み込む夜は、

静かな心慰む恋人だつたということが出来る。
そんな月への思ひはつぎの「月の悲しみ」の中にもつ
とも典型的にあらわれている。

今宵、月は一入物憂げに夢を見ている。

クッションを重ねて打ちふし

眠りに入るその前に ふくよかな胸のまわりを

そぞろに 軽く 手で愛撫する美人のように。

柔らかな流崩とまごう孺子の背に身を寄せ

死んだように 長々と心を放ち

眼はただ茫然と後を追う

花となつて虚空に昇り行く白い幻影の。

時につれづれの心の痛みそのままに 地上にあつて
かの女が人知れぬ涙の一滴を流すそのとき
眠りをいとう敬虔な詩人は眠りもやらず

オパールパールの破片かけらさながら虹の輝きをひめた蒼い涙を
その手のくぼみにそつと受けとめ 心の中に
陽の目を遠くはなれて しつかと抱きしめる。

この詩では二联目から三联目においてじつに見事に月と女性との混淆が行われている。もはや月と女性とを明確に区別することは困難のようにすら思われる。「月の恵み」にあらわれるいろいろな物もまた、ボードレールの心の中では月や女性と同じく、かれの中にやすらぎを与えるものであった。水、雲、海、夜……それらはどこまでもはてしなく拡がり、定まった形をとろうとはしない。ボードレールはその不確定さの中に自らの人生の、そして思想の根源をおこうとした。しかし、所詮、不確定性とは人の心を根本的に静めることはできない。ちょうど「月への恵み」が再版『悪の華』では「憂愁」詩篇群の入口に置かれているように見えることに象徴されるごとく、後に残るのははてしない「憂愁」の世界であった。つぎの詩の中に見られるように、ついには《月にすらうとまられた墓地》がボードレールの精神世界となる。

―俺は月にうとまれた墓地だ。

そこでは悔恨のように長いうじ虫がうごめき
いつも俺の慕わしい死者たちにはげしく襲いかかる。

(「憂愁」)

悔恨のように、ではなく、まさに悔恨がかれの心をむ

ブラックモンの『悪の華』の扉絵



しばんでやまない。思い出が、押し込まれた欲望が、癒しえぬ傷が、まるで死者のようにかれの脳髓に群がっている。この詩節のすぐ前でかれはこうも叫んでいる。

それは(俺の脳)ピラミッド 巨大な地下の墓場
共同墓地よりも多くの死者たちをかかえこむ。

《ここには夜の友―すなわち月―の薄い光すらも存在しない。これはまた詩人が自らの悪徳の亡霊や、過失のあとを、まるでうごめく幼虫のごとく容赦なく見出す無意識の墓地でもある。ボードレールはじよじよにこの無

意識に呪縛され、無意識はかれにつきまといつて離れない」と、ギイ・ミシヨールはこのように分析している（『象徴主義の詩的使命』）。

かくてわれわれはここからかれの無意識界の内幕を分析する機会に恵まれるのであるが（例えば「パリの世界」のイメージ、水と夢のイメージなど）、今回はまったく個人的な理由でここで筆を擱かざるをえない。次回にもう少しくわしい分析を試みたい。

なお最後に、月に対して少し変った角度でのアプローチを示している「侮辱された月」を訳しておく。些か浪漫主義の残滓の多いこの詩はボードレールの詩の中では必ずしも優れたものとは言えないが、別種の興味をひくこともまた否めない。

ああ われらが祖先のひそやかに崇めまつった月よ
輝くハレムさながら 星たちがきらびやかに装おい
われらが洞窟の灯火としてのなつかしいシンチャに
つきつきと従い行くあの蒼い国の高みから。

お前は見るか 恋人たちが 華やかなベッドの上で
眠りつつもその唇よりまっ白な歯をのぞかせるのを。
また 詩人が顔を定めて その製作に目を注ぐのを。

さらにまた 乾いた芝生の下で まむしたちの交尾するのを。

黄色の法衣をまとい、足音をひそめて
昔のように 宵より明方まで お前は
エンデイミヨンの色香褪せた顔に 接吻をしに行こう
というのか。

—「この貧しい世紀に生まれた子よ わたしには見える
お前の母が 鏡に向つて 年老いた重苦しい身体を寄せ
お前がすがったあの乳房を いとも巧みにぬり立てる
のが」。

あるいは文語体で訳するのがより適していると思われるほど古めかしい言葉を使つてはいるが、詩の表面に見えるさめた意識は、例によって一種のパロディを思わせ、ボードレールにとつては、所詮、月はかなしいかれ自身の鏡にほかならなかつたことをうかがわせるに十分である。

（やまむら よしみ・文学部仏文学科教員）

日本中国

ことばの来往

ゆきき

その15

芝 田 稔

漢字訳語について思う

漢字と仮名を混用して文章をつづるといふ日本文の表記法は、日本語の特徴をうまく活かした完璧なものであると思われる、今考えてみると、大へんありがたいことであつた。

いわゆる万葉仮名は、多音節詞の多い日本語を漢字ばかりでその語音をつづり合せ、歌や文章を書き表わしていたものであるから、そのむずかしさ、不便なこと、いふまでもない。

伊波多野爾夜抒里須流伎美…… || いはたのにやとり
するきみ…… (『天治本萬葉集』型録より)

だからこそ、漢字のむずかしさや筆記に手間どる不便さから逃れるために、日本語音を表記できる“仮名”という便利な音節文字をつくり出したのであつた。

だが、この便利な仮名でも、そればかりで書かれてみると、読み辛い文章になってしまう。そればかりか、語音の変化をもろに写し取っていくため、時間や空間を異にすると、その記載は理解しにくい文章になってしまう嫌いがある。

早い話、六十年前の国定教科書には“てふてふ”と書

いてあるのに、これを「ちようちよ」と読むように教えこまれたものだ。またそのころ「クワンサイ」関西」といつていたのだが、今日では「カンサイ」の方に耳が慣れてしまい、この方が正しい日本語になってしまった。

このように語音の変化は案外短期間に行なわれるものである。また地方の方言に至っては、今日でも共通語（標準語）無しには通用しかねること、周知のとおりである。

だから、漢字を廃止して仮名ばかりで日本語が表記されつづけていたと仮定しよう。当然のことながら、古来からの多音節詞の多い大和ことばが中心になつていたにちがいない。だとすれば、一八五〇年代の黒船来朝以来日本の外国文明の受容は、どんな形をとつていたであらうか。第一に欧米の術語を和語で翻訳することのむずかしさがある。

戦後間もない頃、敗戦の総反省時期があつた。一部の人は日本語をもその対象とし、漢字・漢語を廃して「カナの分ち書き」を試みた。もつとも勢いが余つて術語までも大和ことばにいい直そうとしたため、その重荷にかな負、ついにへこたれてしまった例がある。このように和語による訳語のむずかしさは想像以上で、もしも仮名ばかりで外国文明を吸収していたとすれば、術語は全て外国語をそのまま使用していたかも知れない。明治期に入

つてからできえも、欧米文化を吸収するためには、日本語を廃して英語か仏語を普及すべしと主張した識者もいたくらいである。

「東京は日本のキャピタルで……」という歌の文句や「人を迎えにステンシヨまで」という挨拶に使われた外来語。これは大正のひとケタの終り頃、英語なんぞ知るはずもない村の年寄りから聞いたことばである。漢字をぬきにして仮名ばかりに頼つていたら、術語は全て音訳語となり、その氾濫振りは今日の比ではなく、高等教育も或は外国語で行なわれていたかも知れない。こんなことを想像すると、漢字・仮名混用による日本文の表記法は大へんありがたいことであつたと、いわざるを得ない。

日本では漢字・漢語を仮名・和語と同様に、わがことばの中に融合させてしまい、漢字の有つ造語能力を十分に駆使することができた。この効果は幕末から明治三十年頃までの間に顕著であつた。欧米の文明文化を吸収するのに必要な基本術語は、全て漢字による訳語であつたからである。もつとも、これらの訳語、つまり熟字は、中国の典籍に頼るところが多いが、これら莫大な漢字訳語を創造した先人たちの労苦は、日本の欧米文明受容を容易にし且つその速度を早めるのに大いに貢献した。のみならず、日本製のこれらの訳語が、明治三十年代から

刊行物を通し、また中国の留日学生を通じて中国に輸入されることになった。正に「日本・中国ことばの来往」が現実に地を這うことになったのである。

さて、この実態は？ 実例は？ 次回にゆずることを許されたい。

魯迅作品の中の日本語

魯迅の作品を読んでいると、中国語には無い漢語、つまり日本の漢語やそれらのどちらともつかない漢語が文章の中にうまく使用されていることがある。その例をひとつ。

「人身売買」ということば、これは日本語であり、決して中国語ではない。その決め手は「売買」にある。中国のどの辞書を見ても「売買」という熟字は無い。中国語では日本語とは反対に漢字の上下を入替えて、必ず「買売」と書くのであるから「人身買売」と書いてあれば、まあ、中国語として通じることばにはなるだろう。

ところが、魯迅はこの「人身売買」ということばを頑として変えなかったのである。魯迅は一九一九年一月十五日発行の『新青年』第六卷第一号、その『隨感録四十二』の中で初めて「人身買売」という日本語を使ってい



る。もしもこの「人身買売」が、魯迅の書き誤りであったならば、決していつまでもそのままにしておくはずはない。必ず訂正したにちがいないのである。その最初の機会は一九二五年十一月『隨感録』を『熱風』一本に集録した際に訪れている。だが『熱風』でも訂正されておらず、その後何版も発行された『魯迅全集』でも、全て「人身買売」で通じているのである。

さらにいえば『隨感録五十六』の『来了』では、

……人道主義も、我們人身還可以買売呢。……人道主義はどうか、われわれは相変らず人身買売をやっているではないか。

魯迅はちやんと「買売」という中国語で書いているのである。

では魯迅は何故に『四十二』の中でのみ、わざと日本語の「人身売買」を使っているのか。その箇処（この片言隻句では理解しにくいであろうが）を引用してみよう。

試看中国的社会里、吃人、劫掠、残殺、人身売買、生殖器崇拜、靈学、一夫多妻、凡有所謂国粹、没一件不与蛮人的文化（？）恰合。試みに中国社会を見たまえ、欺瞞、強奪、殘殺、人身賣買、性器崇拜、アニマチズム、一夫多妻、全てのいわゆる国粹なるものも、どれひとつとして野蛮人の文化（？）とぴたり合っていないものはない。（傍点は筆者）

一九一九年一月といえば、その五月四日、中国に初めて近代的に目覚めた学生運動が起り、いわば中国近代化の出発点となった記念すべき年である。中国には「物極必反」の事象が極点に達すれば必ずその逆方向に動いていく」ということばがある。当時の中国社会は、魯迅の目には全程ひどい野蛮な社会としか映っていなかったのである。「人身賣買」は中国語ではないが、その意味は理解できないことはない。魯迅はこのことばを印象深くするたために、わざと一種のアクセントをつけたのではないだろうか。そうとしか思えないのである。

もうひとつは『隨感錄四十九』に出てくる「奇想天開」チーシヤン・テイエンカイ」ということば。意味は奇抜な考えが湧いて来るといふことばであるが、このことばは、中国語にも日本語にも見当らない。意味の上から判断すると、日本語では「奇想天外」といふし、中国語では「異想天開」に当る。

こう見てくると「奇想天開」という中国語でも日本語でもないこの漢語は、魯迅の新造語であり「日中合作語」といふほかなく、これも「日中ことばの来往」の中で記憶しておいてもらおうか。

因みに「人身賣買」という意味を中国語ではどういうのか。『日漢辞典』（商務印書館、一九五九年版）では「人身賣買、買賣人口」。また『新日漢辞典』（大連外国語学院編、一九七九年版）では「販賣人口」、「岩波日中辞典」（一九八三年版）も同上の訳語をつけている。

五十年隔ててみた撫順

炎天下の去る七月十日午前、私は案内されて足かけ五年振りに撫順西露天掘の展望台に立つた。

露天掘の景観は、その頃よりひと回り、いやふた回りも広く大きく、深さも倍以上。坑内から吹き上げる熱気

と水蒸気に遮られて、足下の坑底さえ霞み、曾て私の職場であった東露天掘の楊柏堡採炭所は、遙か彼方に輪郭を止めているだけ。真向いの剝土層はあの頃より何百メートル北へ進んだのであろうか。日本軍人の名を記念してつけた「大山坑」と「東郷坑」、その立坑ヤグラ姿が「東郷」には見当らない。ということ、東郷坑のあつた一帯にまで剝離作業が進んでいることを物語っている。当時、地表から切羽まで垂直五十メートルあるなしの深さであつたところが、いまは百メートルを遙かに越している。

案内者の説明によれば、露天掘の出炭量を一日一万トンとして尚百年間は採炭可能であるとのこと。五十年前新入社員教育の場で私はこれと同じことを聞いた。そして講師が：「君たち安心して働きたまえ。孫の代まで失業はないよ」とつけ加えたことを想い出した。

西露天掘は曾て「古城子孫炭所」といって、撫順炭砒では花形の存在であり、外来の見学者、特に師範学校の見学者は必ずこの展望台に案内されたものである。出炭量はこだけで日産一万トン、私がいた楊柏堡採炭所は二、三千トン程度。全撫順七坑（うち二坑が露天掘）で日産最高三万トンといわれていたものだ。

私は「西」で直接働いたことはないが、この展望台か



ら反対側の千台山が懐しかった。昭和十一年四月から翌年九月、撫順を離れる時まで、千台山の南麓で約四キロメートルにわたる川の掘削工事に従事した。何しろ石炭の増産に追われていた満鉄は、現在の東西露天掘を三対七に分断していた楊柏河に目をつけた。約五百メートルに及ぶその地下には莫大な石炭が眠っていたからだ。約一年半私はこの現場で中国人労働者と泥まみれになって働いた。西露天掘から東露天掘へ行く途中、河幅なら二十メートルそこそこの小川であるが、澄み切った水がサラサラ流れているのを車中から垣間見た。切り替え工事の最後まで居れなかったが、難工事であっただけに、その川の活きているのが私には嬉しかった。

また運河ほとりの露月寮——撫順での後半、私が住んでいた独身寮——は、いま「人民旅社」の看板も鮮やかに、元のままの姿を残していたし、すぐ東側の丘の上にあった「琥珀泉」は更に拡張されて「撫順賓館」となつて健在であった。

だが、私にとつて最も印象深かつたところはやはり楊柏堡一帯である。そこは私が撫順に居住した最初の地であり東露天掘の南側、小高い丘に沿う杜宅六、七十戸、寮一、クラブ一、採炭事務所一があつたところ。現在そこは廢坑になつていて、露天掘特有の捲揚げ車道

や選炭場はもちろん、あの頃の建造物も今は無い。露天掘の縁からこの寂しい死の楊柏堡を望見た時、初めて五十年という時間の隔りを痛感した。砂塵をまき上げて去つて行く見覚えの道は、曾ての通勤道路だが、右へ曲つて楊柏堡に通ずる道はない。左すれば新屯、龍鳳坑から大伏房ダムへ、真直ぐに進めば楊柏堡とは丘一つ隔れた平頂山へ通じるのである。

「平頂山殉難同胞紀念碑」が立つ丘の下には、老若男女凡そ三千人が日本軍によつて殺害された現場の一部があり、その一部が記念館の中にそのままの姿で保管されている。累累と折り重なる無数の遺骨。二度と正視できない惨状である。何しろ、ゲリラをかくまつたという理由で平頂山一村の人たちを採砂場の広場に狩り集め、機関銃で一斉になぎ倒し、ガソリンをぶっかけて焼き払い、丘を削つて埋めたという現場であり、本多勝一著『中国の旅』（朝日新聞社、昭和五六年版）に詳しく説明されている。ただ少し補足すれば、事件が起つたのは「満州事変」一周年と中秋名月の紋日とが重なつた昭和七年九月十八日の夜半。ゲリラ隊の襲撃を受けてW楊柏堡採炭所長ほか社員一、家族一が犠牲になつた。その仕返しがこの大事件を起したというのが、当時現地でのいい分であつたが、事件そのものについては一切タブーであつた。



現場には幾重にも鉄条網が張り巡らされ、雑草の生茂る一角が望見されるだけであった。噂に聞いていた事件の現場を目の前にして私は深々と頭を垂れて「受難者」の冥福を祈った。と同時に事件の責任者として解放前に処刑されたという非軍人で技術者として有名なK炭鉱長の冥福を祈らずにはいられなかったのである。

(しばた　みのる・文学部中国文学科教員)

お知らせ

投稿募集

最近読んだ本の書評・内容紹介・批判等の作業を通じて、自己の主張を述べたもの、現状分析、研究成果の発表・論文・エッセイも結構です。

詳細については、生協本部3F「書評」編集委員会までお問い合わせ下さい。

投稿規定は以下の通りです

▼原稿は原則として縦書きで、一行二五定、二二行（五〇〇字）を一枚と計算します。ただし短評は、一行二〇字、二〇行（四〇〇字）を一枚と計算し、五枚以内にまとめて下さい。枚数は自由（ただし編集上の都合で何回かに分けて掲載することもあります）。

▼締め切りは各月末日。

▼原稿には住所、氏名、学籍番号、電話番号を必ず記入して下さい。

▼原稿は返却しません。必要な場合はコピーをとっておいて下さい。

▼送り先 〒565 吹田市千里山東3-10-1-1

関西大学生協同組合「書評」編集委員会

☎(06)388-1121 (内線4821)

(06)384-9874 (直通)

*お詫びと訂正

『書評』一九八二・十二No.63号「憲法改正問題を考える」

(堀堅士氏)において左記の通り訂正し、お詫び致します。

九頁

上段20行目 (大日本帝国憲法) ↓ (大日本帝国憲法)

下段2行目 (ルマン・ロエスラー) ↓ ヘルマン・ロエスラー

十頁

下段21行目 でない部り ↓ でない限り

十一頁

上段5行目 (War potential) ↓ (war potential)

十二頁

上段4行目 「翼讚議會」 ↓ 「翼賛議會」

下段1行目 戦域核巡航ミサイル ↓ 戦域核パーシング

IIミサイル (射程距離千六百キロ) および

巡航ミサイル……

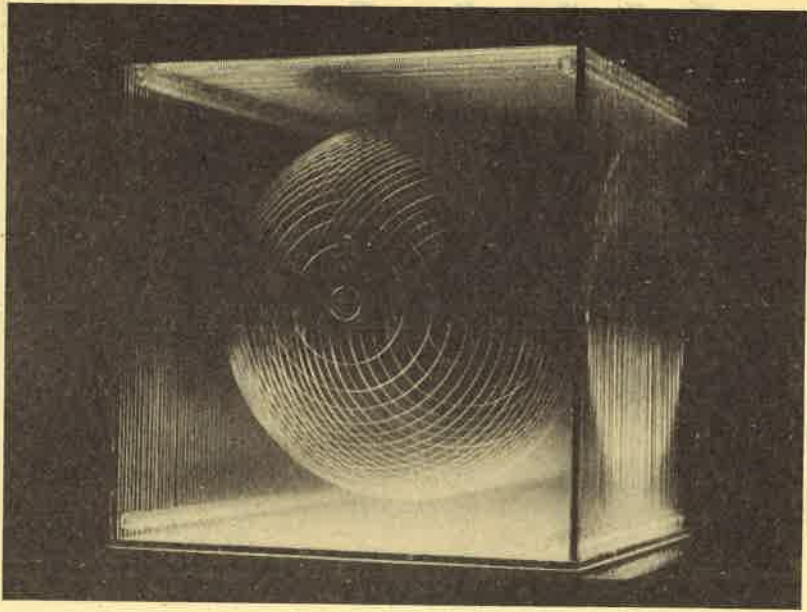
2行目 発射五分後には ↓ 発射五分ないしは二時間後には……

6行目 西独への巡航ミサイル ↓ 西独へのパーシング

IIミサイルおよび巡航ミサイル……

20行目 自由に表明セル ↓ 自由二表明セル

21行目 (第十一頁) ↓ (第十二頁)



編 集 後 記

「書評」六七号をおとどけします。

今号から、田宮武先生の「聞き書き―部落に生きる人たち」を掲載します。

この連載は、先生ご自身が南但馬の被差別部落で行なった聞き取り調査の結果をまとめて出版された『生きて闘って』（解放出版社刊）の個人史版的なものです。

連載は約10回にわたって掲載していく予定です。第一回目もこれまで、部落解放運動を、積極的に担ってこられた田宮氏の息込みが感じられる作品ではないかと思えます。

来月号（二月上旬発行予定）では、「マルクス特集」を掲載します。

今年、〃マルクス没後百年〃ということ、さまざまな雑誌でマルクスの特集が組まれています。

「書評」は、いろいろな角度から〃マルクス〃を捉え、それらの雑誌とはひと味違った〃マルクス論〃を展開しようと考えています。

どうぞ、ご期待下さい。

1983年11月号 通巻67号

編集・発行 関西大学生協同組合・組織部「書評」編集委員会

連絡先 吹田市千里山東3-10-1 (☎ 388-1121(内線 4821) or 384-9874)

頒 価 250円